

- 二、借入金最高限度の決定
- 三、役員報酬の議定
- 四、理事及監事の選挙
- 五、其の他の事項

前項の總會修了後直ちに議事録写、理事、監事の住所氏名及その現職、略歴各々一通を本法施行者に提出すること。

第二章 農業協同組合を新設する為、現農業組合を解散する場合は現組合の定款、規約により組合解散認可申請書に決算書類、財産処分案、持分算定表並に解散總會決議事録写を添附する事。

前項認可申請書により本法施行者調査の上該組合が資産で負債が支払へないと認めらるゝ場合又は他の不適当な事ある場合は認可しないものとする。

認可書到着した場合には農業組合定款、規約に準じて清算人は清算業務を開始し、その業務の完了次第、本法施行者に報告するものとする。

第一項の財産処分案の現組合の有する資産中、固定資産は新設される農業協同組合の申込により夫々優先譲渡処分されるものとする。

第二章 農業協同組合の組合員たる者の一部を組合員とする農業協同組合は本法施行者の認可を受けて当該農業組合に対しその財産の分割を請求することができ

る。この場合、財産分割に關して農業組合に対し、協議を求めらるゝ事ができる。

前二項の場合に於て協議が調わなないときは本法施行者は当事者又はその一方の申請により当該農業組合に対しその持分の譲渡を命ずる事ができる。

前二項による場合には農業組合の財産は、当該農業組合の持分総額のうち農業協同組合の組合員で同項の農業協同組合の組合員たる持分の総額に占める割合に

応じて当該農業協同組合に帰属するものとし、持分額を越えてはならない。

持分算定の基準は当該農業組合の規約によるものとし、農業協同組合の決算に於ける場合に準ずるものとする。

設立認可申請書に添附する決算表によるものとする。

第四条 第一条、第二条、第三条の決算總會、解散總會及び財産分割請求には殊に左の事項を必要とする。

一、前条、何れの場合も現組合の債権、債務の整理を早急にすること。

二、棚卸価格が決算直前の帳簿価格によるも帳簿価格以上を越えてはならない。

三、不良資産は予め早急に整理をなし決算書類(貸借対照表、財産目録)、財産処分案、持分算定表を作成せねばならない。

四、第三条の場合も第二条に規定する様に、本法施行者は調査の上該組合が資産で負債を支払へないと認めらるゝ場合又は、他の不適当な事がある場合は、財産分割請求する農業協同組合の組合員で農業協同組合に不良債務がある場合は認可せぬものとする。

第五条 琉球協同組合法第九条の規定により農業協同組合はその事業として信用事業を行つてはならない。

組織変更により現農業組合から農業協同組合への認可申請をした組合は、認可書到着後、信用事業を廃止する。

但し、農業組合の信用事業が債権、債務未整理の組合は、本法施行者の特別の指示がない限り、九十日

以内、農業協同組合法第九条の規定により農業協同組合は、その事業として信用事業を行つてはならない。

組織変更により現農業組合から農業協同組合への認可申請をした組合は、認可書到着後、信用事業を廃止する。

但し、農業組合の信用事業が債権、債務未整理の組合は、本法施行者の特別の指示がない限り、九十日以内、農業協同組合法第九条の規定により農業協同組合は、その事業として信用事業を行つてはならない。

の期限を限つて信用事業を管理し債権、債務の整理をするものとし、新規の貸付業務は行う事が出来ない。

第六条 前条の引継業務の完了されるまではその組合の地域に信用協同組合の設立を認可しない。

第七条 本通牒の農業組合とは農業組合連合会並びに奄美群島地区では現農業協同組合、同連合会をも併せ云う。

一九五一年 農事ニ関スル書類ヨリ

第一章 總則

第一条 本会ハ沖繩農業組合連合会ト称ス

第二条 本会ハ沖繩ノ農業及農家経済ノ発達ヲ図ルヲ以テ目的トスル非営利団体トス

第三条 本会ハ其ノ目的ヲ達スルヲ為左ノ事業ヲ行フ一、農産物ノ共同販売又ハ共同加工

二、農業用資材及生活必需品ノ購買又ハ其ノ加工製造

三、會員ニ必要ナル農業資金ノ借入及其ノ貸付

四、農産物ノ販売代金及購買資金ノ貯金

五、農業保險

六、農産物及購買物資ノ輸送

七、農業利用設備

八、開墾干拓

九、農業ニ従事スル者ノ福利増進

十、其他農業ニ関スル事項

第四条 本規約ニ於テ農業トハ農耕業養畜業養蚕業林業ヲ總称ス

第二十四条 總會ノ決議ハ多数決ヲ以テ決シ可否同数ナルトキハ議長ノ決スルトコロニ依ル

但シ第十九条四号ノ理事監事ノ罷免ハ四分ノ三以上ノ同意ニ依リ之ヲ決定ス

第二十五条 總會ニ於テハ決議ヲ作り開会ノ日時、場所、會員ノ總数並ニ其ノ出席者数及會議ノ議案ヲ記載スルコト

第二十六条 本会ニ理事十人監事三人ヲ置ク理事及監事ハ總會ニ於テ所属組合ノ役員中ヨリ之ヲ選挙ス但シ總會ノ決議ニ依リ其他ヨリ選挙スルコトヲ得

第二十七条 本会ニ理事ノ互選ニヨリ會長一人専務理事一人ヲ置ク

第二十八条 會長本規約ニ基キ本会ノ事務ヲ總理シ本会ヲ代表ス

會長事故アルトキハ専務理事ニ代リ會長、専務理事共ニ事故アルトキハ理事ノ互選ニ依リ其ノ一名之ニ代ル

第二十九条 専務理事ハ會長ヲ補佐シ事務ヲ常理ス

第三十条 理事ノ任期ハ參ヶ年トシ監事ノ任期ハ二ヶ年トス

但シ任期満了後ト雖モ後任者就任スル迄在任スルモノトス

補欠選挙ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ継承ス

第三十一条 本会ニ理事會ヲ置ク

理事會ハ理事ヲ以テ組織ス

第三十二条 理事會ハ左ノ事項ヲ決定ス

一、會員ノ業務執行報告

二、財産ノ取得又ハ処分

三、資金ノ借入及貸付並ニ諸取引金利ノ利率

四、販売債却及購買価格並利用料

第五條 本会ノ地域ハ沖繩全域及今後軍政府ニ依リテ認可セラルル他ノ南西諸島トス

第六條 本会ノ事務所ハ……ニ置ク

第七條 本会ハ會員ノ入会金及會員ノ出資額ヲ限度トスル有限責任トス

第八條 本会ハ市町村農業組合ヲ以テ組織ス

第九條 本会ノ事業年度ハ七月一日ヨリ翌年ノ六月三十日迄トス

第十條 本会ノ財産ニ對スル會員ノ持分ハ左ノ基準ニ依リ之ヲ定ム

一、入会金及出資ニ對シテハ入会金及出資額ニ應ジ算定ス

二、其他ノ財産ニ對シテハ本会ノ解散當時ノ會員ニ限リ持分ヲ有シ其ノ基準ハ入会金及払込出資額ニ其ノ加入経過年數ヲ割リシタル積算額ニ應ジ算定ス

三、本会財産ガ入会金及出資總額ヨリ減少シタルトキハ入会金及出資額ニ應ジ持分ヲ算定ス

第二章 入会金及出資並積立金

第十條 本会ノ入会金ハ所属組合ノ組合員數ニ應ジ組合別ニ組合ニ於テ之ヲ決定ス但シ其ノ額ハ組合ノ入会金ノ總額ノ五割ヲ越ユルコトヲ得ズ

第十一條 本会ノ入会金ハ所属組合ノ組合員數ニ應ジ組合別ニ組合ニ於テ之ヲ決定ス但シ其ノ額ハ組合ノ入会金ノ總額ノ五割ヲ越ユルコトヲ得ズ

五、職員ノ設置及諸給与ニ関スル規定

六、總會ノ提出事項

七、農業ニ関スル意見上申

八、業務執行細則

九、其他業務遂行上ノ重要事項

第三十三條 理事会ノ議長ハ會長ヲ以テ之ニ充ツ

第三十四條 理事会ハ理事ノ半数以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ 理事会ノ決議ハ多數決ヲ以テ決シ可否同數ナルトキハ議長ノ決ストコロニ依ル

第三十五條 本會ニ監事會を置ク
監事會ハ監事ヲ以テ組織ス

第三十六條 監事會、左ノ事項ヲ担任ス
一、業務執行及財産狀況ノ監査及總會ヘノ報告
二、理事会ニ對スル意見ノ關係
三、監査規定ノ制定

第三十七條 本會員五分ノ一以上ガ財産ノ狀況及業務ノ執行ニ関スル特定ノ事項ニ付監査ノ必要アリト認ムルトキハ其ノ項目ヲ監事會ニ提示シ監査ヲ請求スルコトヲ得

右ノ場合監事ハ直ニソノ項目ニ付監査ヲナシソノ願未ラ會員ニ報告スルモノトス

第三十八條 本會ニ業務執行上必要ナル職員ヲ置クコトヲ得

第四章 剩 余 金

第三十九條 剩余金ヨリ準備金ニ積立スベキ金額ヲ控除シ殘金ハ事業分量ニ對スル配當金、入會金及払込ミタル出資額ニ對スル配當金、役職員ノ賞与又ハ繰越金ト為スモノトス

第四十條 事業分量ニ對スル配當ハ其ノ剩余金ヲ生ジタル事業年度ニ於テ本會ト取引セシ金融販買及利用事業分量ニ應ズルモノトス

但シ配當ノ率ハ事業ノ種類ニ依リ之ヲ異ニスルコトヲ得

三、農業ノ指導獎勵方法

農業ノ指導獎勵ニ關スル一切ノ事項ハ之ヲ市町村勸業課ニ移官シ行政官庁ト直結セシメ強力ナル農林行政ノ浸透ヲ図ルト共ニ農業組合ノ經濟的行動ヲ併行トニ依リ農業經營ノ適正ヲ期シ農家經濟ノ安定向上ヲ圖ル様指導育成ス尙市町村勸業課ヲ産業課ニ改稱セシメ産業ニ關スル一般行政ヲ掌推セシメル様

四、監 督

農業組合規約(準則案)ニ規定スルモノノ外農業組合ノ設立、官理、解散、其ノ他農業組合ニ關シ必要ナル事項ハ産業組合法ニ基クモノトス

但シ農業組合設立登記ト同時ニ効力ハ發生スルモノトス

五、市町村農業組合設立方法

石垣市ヲ除ク他ノ町村(大浜、竹富、与那國)ハ左記方法ニ依リ設立スルモノトス

1 現在ノ農業會長總會ヲ開キ會員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ農業會ヲ農業組合ニ改稱及會則ノ變更並其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ノ選定ヲナシタル後創立ニ要スル關係書類ヲ相添民政府知事ノ認可ヲ經テ登記設立スルモノトス

但シ竹富村ニ限リ總代ヲ以テ總會ニ代ルコトヲ得ルモノトス

2 農業會現任ノ役員及總代ハ農業會則ニ依リ任期満了迄農業組合役員及總代ヲ統承スルモノトス

3 出資會員ノ脱退ニ對スル持分ハ一九四八年三月三十一日現在ニ於テ農業會則ニ基キ算定シ払戻スモノトス

4 出資會員ノ出資払込及加入金ノ取扱ニ關シテハ一九四八年三月三十一日現在ニ於ケル持分額ニ依リ出資金及加入金ヲ算定スルモノトス

一九四七年十一月十日

ヲ得

入會金出資額ニ對スル配當ハ其ノ剩余金ヲ生ジタル事業年度ノ始ニ於ケル會員ノ入會金及払込済出資額ニ應ズルモノトス

第五節 加入及脱退

第四十一條 本會ニ加入セントスル市町村農業組合ハ本會ニ入會申込書ヲ提出スルモノトス

入會金ノ払込ト同時ニ本會員トナル

第四十二條 本會ノ脱退セントスル會員ハ其ノ理由ヲ具シ會長ニ脱退届ヲ提出スルモノトス

脱退ハ會長ノ脱退受理通知ト同時ニソノ効力ヲ發生スルモノトス

第四十三條 會員脱退シタル場合ニ於テ払戻スベキ持分ノ基準ハ其ノ入會金及払込済出資額ニ止ムルモノトス

第六章 解 散

第四十四條 本會ハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ解散スルヲ得

第四十五條 本會解散シタルトキハ理事其ノ清算人トナル、但シ總會ノ決議ニ依リ會員中ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

附 則

一、本規約ハ認可ヲ受ケタル日ヨリ之ヲ施行ス

自一九四八年五月

農業組合關係綴

八重山地方庁 農林課

◎新農業団体の育成計画

一、趣 旨

新農業団体ノ育成計画

從來ノ農業會ハ、戰時中ニ國策遂行上統合サレタモノデ農民ノ自主的組織団体トシテ現下ノ狀況ニ適應

八重山知事殿

戰前団体ノ復活ニ關スル件

一、一九四四年四月日本政府が戰時方策トシテ石垣町農會ト石垣産業組合ノ合併ヲナシタルモ戰争ハスデニ終ツテイルノデ當本部ハ現在ノ団体ヲ分離戰前ノ通りニ復帰セシムルヲ至當ナリト思惟ス

二、依ツテ貴下ハ前記分離ヲ實施シ且夫々ノ団体ニ對シテノ合同前ト同様ノ規程ニ基キ會員ヲ入會セシタル様指令ヲ發スベシ

同団体ノ現存財産ハ夫々ノ団体が合同對並其後ニ於ケル出資額ニ應ジテ分割スルモノトス

三、料金を投資資金ヲ會員ヨリ徴収スル団体ハ役員ノ選任ニ際シテハ完全ニ加入シタル會員ノミ選舉權ヲ許スベシ而シテハ之ニ基キ更メテ當本部ノ認可ヲ經ズニ役員ノ選舉ヲ行フコトヲ得

四、本指令ニ從ヒタル場合ニハ貴下並各団体が如何ナル手段ヲ講ジタルカ、ソノ結果デモ併セ報告セル

南郡琉球先任軍政官

海岸砲兵中佐

ネイザン・エイ・マクラム

五 石垣市農業組合設立

1 石垣市農會長事務取扱ヲ合メタル設立委員ハ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ掌理シ加入金ヲ払込ミ組合員タル資格ヲ有スルモノノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得タル後創立總會ヲ開催シ規約其ノ他必要ナル事項ヲ決定ス

2 石垣市農會主体トナリ各字別に設立趣旨ノ徹底普及ヲ圖ルト共ニ早急ニ實現シ得ル様万全ノ措置ヲ考ズルモノトス

3 町内會、部落會ノ区域ヲ單位トスル実行組合單位ニ組合員三〇人ニ付一人三〇人増ス毎二人一人ノ總代ヲ互選セシメ總代ハ組合員中ヨリ理事及監事ヲ選定シ組合長及専務理事ハ理事ノ互選ニ依リ之

セザル点多々アルニ鑑ミ農業會ヲ解消シ時代ニ則シセル農民ノ自主的団体トシ沖繩本島ニ於テ運管サレテイル農業組合ノ組織ニ則リ官内ニ於テモ新ニ農業組合ヲ組織セシメ以テ農家經濟ノ安定向上ヲ圖ルト共ニ農林行政ノ強力ナル遂行トニ依リ農業經營ノ適正ヲ期スベク奨導輔導セントス

二、農業団体ノ育成方法

(イ) 育成方針

農業會ノ目的ハ會員ノ農業及經濟ノ發達ヲ目的トシタル為メ農業技術ノ指導獎勵並經濟行動ヲ併設セルモノ農業組合ハ産業組合法ノ精神ニ則リ農民ノ自主的經濟団体ヲラシムル様輔導ス

(ロ) 組合員ノ構成

地区内ニ居住シ農業ニ従事スル者又ハ農業ニ密接ナル關係ヲ有スル者ヲ以テ市町村農業組合ヲ組織シ市町村農業組合ヲ以テ八重山農業組合併合會ヲ組織ス

(ハ) 事 業

農家經濟ノ安定、向上ヲ圖ル為メ信用販賣購買利用ノ事業ヲ為サシメルト共ニ組合員ノ福利増進ヲ圖ル様育成強化ス

(ニ) 出資及加入金

出資金ヲ參拾円トシ第一回払込ヲ參円以上トス加入會金ヲ參拾円トシ入會金ヲ払込ムト同時ニ組合員名簿ニ記載ス

(ホ) 機 関

組合員數五〇人以上ナル場合ハ總代制トス

(イ) 加入及脱退

從來ノ如キ法的強制加入制ヲ廢シ自主的団体ノ精神ニ則リ任意加入脱退制トスルモノ組合ノ機能ヲ完カラシムル為メ地区内居住ノ農業者ヲ網羅スル様指導育成ス

ヲ定ム(組合員トハ農業組合ニ加入セルモノヲ言フ)

設立當初ノ總代ハ總會ニ於テ互選ス

4 前条ノ總代招集及總代会ノ議長ハ農會長之ヲ掌ル

5 前条ノ總代会ハ農業組合規約ヲ準用ス

6 役員決定シタルトキハ直ニ農業組合設立ニ關スル一切ノ事項ヲ設立委員ヨリ引統キ民政府ノ認可ヲ經テ登記設立ス

7 農業組合設立ト同時ニ石垣市農會ノ有スル財産並職員ヲ農業組合ハ統承スルモノトス

8 農業組合設立ニ關スル事務其他必要ナル事項ハ石垣市農會之ヲ掌ルモノトス

土農業五〇九号

一九四七年十二月十日

八重山知事 吉野 高 善

石垣市農業會抹消登記囑託者

一九四七年十一月附南郡琉球軍政官指令戰前団体復活ニ關スル件ニ基キ石垣市農會ノ分離ヲ命セラレタルニ付石垣市農會ノ抹消登記相成度別紙指令寫相添囑託シマス

自一九四八年五月

農業組合關係綴

農林課

◎農業組合設立許可申請

農業組合設立許可申請

今般産業組合法ニ依リ有限責任石垣市農業組合設立致度候ニ付御許可相成度別冊規約相添へ此段申請候也

一九四八年六月十八日

設立者

- 石垣市字登野城七二 公吏 外間 永重
石垣市字登野城一一一 公務員 大浜 善清
石垣市字登野城三八六 農作 伊波 興良
石垣市字大川一八五 農作 黒島 信寛
石垣市字大川二〇〇 農作 崎山 信邦
石垣市字石垣二〇一 農作 宮良 高可
石垣市字石垣三九七 農作 平良 太郎
石垣市字新川二五 農作 富田 孫伴
石垣市字名蔵二四三 農作 大浜 英昌
石垣市字川平六六三 農作 喜舎場 兼美
八重山知事吉野高善殿
農業組合規約
第一章 総則

石垣市

- 第一条 本組合ハ農業組合ト称ス
第二条 本組合ハ組合員ノ農業及農家経済ノ発達ヲ図ルヲ以テ目的トスル非営利団体トス
第三条 本組合ハ其ノ目的ヲ達スル為メ左ノ事業ヲ行フ但シ五、六、七、八ノ各号ハ八里山農業組合聯合会ノ承認又ハ委託ヲ得テ行フモノトス
一、農産物ノ販売又ハ其ノ加工並生産
二、農業用資材及生活必需品ノ購買又ハ其ノ加工
三、組合員ニ必要ナル農業資金ノ借入及其ノ貸付
四、農産物ノ販売代金及購買資金、貯金
五、農業保険
六、農産物及購買物資ノ輸送
七、農業用利用設備
八、開墾干拓
九、農業ニ従事スル者ノ福利増進
十、其ノ他農業ニ関スル事項
第四条 本規約ニ於テ農業トハ農耕業、養蚕業、養畜業及林業ヲ總称ス

事項

- 第二十五条 総代会ハ組合長之ヲ召集ス
第二十六条 総代会ノ召集ハ開会ノ日ヨリ少ナクトモ五日前ニ書面ヲ以テ会議ノ目的タル事項、日時、場所ヲ通知スルモノトス
第二十七条 総代会ノ議長ハ組合長ヲ以テ之ニ充ツ
第二十八条 総代会ハ総代及委任状ニ依ル代理者總代定員ノ半数以上出席スルニ非ザレバ会議ヲ開クコトヲ得ズ但シ第二十四条ノ理事、監事ノ罷免及第三十一条ノ理事、監事ノ選挙ハ三分ノ二以上出席ヲ要ス委任状ニ依ル代理者ハ其ノ農事実行組合内ノ總代ニ限ルモノトス
第二十九条 総代会ニ於テハ決議録ヲ作り開会ノ日時、場所会員ノ総数並其ノ出席者数及会議ノ顛末ヲ記載スルコト決議録ニハ議長及總代会ニ於テ選任シタル代表者二名之ニ署名スルコト
第三十条 本組合ニ理事七人監事三人ヲ置ク
第三十一条 理事及監事ハ總代会ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選挙ス
第三十二条 本組合ニ理事ノ互選ニ依リ組合長一人、専務理事一人ヲ置ク
第三十三条 組合長ハ本規約ニ基ツキ本組合ノ業務ヲ総理シ組合長代表ス
第三十四条 専務理事ハ組合長ヲ補佐シ事務ヲ掌理ス
第三十五条 理事ノ任期ハ三ヶ年トシ監事ノ任期ハ二ヶ年トス、但シ任期満了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄在任スルモノトス

第五条 本組合ノ地域ハ石垣市ノ区域トス

- 第六条 本組合ノ事務所ハ当分字大川二一九番地ニ置ク
第七条 本組合ハ組合員ヨリ払込ミタル加入金及出資額ノ限度トスル有限責任トス
第八条 本組合ノ組合員ハ本地区内ニ居住シ、農事又ハ農業ニ密接ナル関係アル者ヲ以テ組合員トス
第九条 本組合地区ハ總代会ノ決議ヲ經テ農事実行組合ヲ設置ス
第十条 本組合ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年ノ三月三十一日迄トス
第十一条 本組合ノ財産ニ対スル組合員ノ持分ハ左ノ基準ニ依リテ之ヲ定ム
一、加入金及出資ニ対シテハ加入金及出資額ニ応ジテ算定ス
二、其ノ他財産ニ対シテハ本組合解散當時ノ会員ニ限リ持分ヲ信シ其ノ基準ハ加入金及払込出資額ニ其ノ加入経過年数ヲ乗シタル積数ニ応ジ算定ス
三、其ノ組合財産ガ加入金及出資額ヨリ減少シタルトキハ加入金及出資額ニ応ジ持分ヲ算定ス
第十二条 本組合ハ八重山農業組合会ヘ加入スルモノトス
第二章 加入金出資金及積立金
第十三条 加入金ハ組合員一人ニ付金叁拾円トス
第十四条 出資一口ノ金額ハ五拾円トス但シ三十口迄ハ増口ナスコトヲ得
第十五条 出資第一回ノ払込金額ハ一口付金五円以上トス、第二回以後ノ払込ハ配当金ヨリモ充当スルノ外毎年四月末日迄ニ金五円以上払込ムモノトス
第十六条 本組合ハ出資総額ノ倍額ニ達スル迄毎事業年度ノ剰金ノ四分ノ一以上ヲ準備金トシテ積立シテルモノトス
第十七条 準備金ハ八重山農業組合聯合会又ハ總代会

補欠選挙ニ依リ就任シタル理事、監事ハ前任者ノ任期ヲ継承ス

- 第三十六条 本組合ニ理事会ヲ置ク、理事会ハ理事ヲ以テ組織ス
第三十七条 理事会ハ左ノ事項ヲ決定ス
一、總代会ヘノ業務執行報告
二、財産ノ取得又ハ処分
三、資金、借入及貸付並諸取引金利ノ利率
四、販売価格及購買価格並利用料
五、職員ノ設置及諸給与ニ関スル規定
六、總代会ヘノ提出事項
七、農業ニ関スル意見ノ上申
八、業務執行細則
九、其ノ他業務遂行上ノ重要事項
第三十八条 理事会ノ議長、組合長ヲ以テ之ニ充ツ
第三十九条 理事会ハ理事半数以上出席スルニ非ザレバ会議ヲ開クコトヲ得ズ
第四十条 本組合ニ監事会ヲ置ク
第四十一条 監事会ハ左ノ事項ヲ担任ス
一、業務執行及財産状況ノ監査及總代会ヘノ報告
二、理事会ニ対スル意見ノ開陳
三、監査規程ノ制定
第四十二条 本組合總代ノ五分ノ一以上ガ財産ノ状況及業務ノ執行ニ関スル特定ノ事項ニ付監査ノ必要アリト認ムルトキハ其ノ項目ヲ監査会ニ提示シ監査ヲ請求スルコトヲ得
右ノ場合監事ハ直ニ其ノ項目ニ付監査ヲナシ其ノ顛末ヲ總代会ニ報告スルモノトス
第四十三条 本組合ニ業務執行ニ必要ナル職員ヲ置クコトヲ得
第四章 剰余金
第四十四条 剰余金ヨリ準備金ニ積立スベキ金額ヲ控

ノ承認ヲ經タル銀行ニ預ケ入レ管理ヲナスモノトス

- 第三章 機関
第十八条 本組合ニ總代会ヲ置ク
第十九条 前条ニ依リ總代員數ハ町内会部落会ノ区域ヲ単位トスル農事実行組合員五十人ニ付キ一人、五十人増ス毎二人トス
第二十条 總代ハ各農事実行組合員ノ互選ニ依ルモノトス
第二十一条 總代ノ任期ハ三ヶ年トス
第二十二条 總代会ヲ分チテ通常總代会ト臨時總代会ト二種トス、通常者代ハ毎年四月之ヲ開ク、臨時總代会ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク
一、組合長必要ト認メタルトキ
二、監事財産ノ状況又ハ業務執行ニ付總代会召集ノ請求アリタルトキ
三、總代ノ五分ノ一以上ガ總代会ノ目的及理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ總代会召集ノ請求アリタルトキ、前項ノ場合ハ組合長ハ其ノ請求アリタル日ヨリ十四日以内ニ總代会ヲ召集スルモノトス
第二十三条 本組合總代ハ總代会ニ於テ各一個ノ議決権ヲ有ス
第二十四条 左ノ事項ハ總代会ノ議決ヲ經ルモノトス
一、規約ノ変更
二、事業計画、財産目録、貸借対照表及損益計算書ノ承認
三、剰余金ノ処分及損失ノ処理
四、理事、監事ノ罷免
五、準備金ノ処分
六、役員ノ報酬
七、毎事業年度ニ於ケル借入金額ノ最高限度
八、毎事業年度ニ於ケル組合員ニ対スル貸付金額ノ最高限度
九、其ノ他總代会又ハ理事会ニ於テ必要ト認メタル

除シタル剰余金ハ事業分量ニ対スル配当金、役員ノ賞与又ハ繰越ト為スモノトス

- 第四十五条 事業分量ニ対スル配当ハ其ノ剰余金ヲ生シタル事業年度ニ於テ本組合ト取引セル金融、販売、購買、及利用事業ノ分量ニ応ズルモノトス但シ配当ノ率ハ事業ノ種類ニ依リ之ヲ異ニスルコトヲ得
加入金及払込ミタル出資額ニ対スル配当ハ其ノ剰余金ヲ生シタル事業年度始ニ於ケル組合員ノ加入金及払込済出資額ニ応ズルモノトス
第五章 加入及脱退
第四十六条 本組合ニ加入セントスル者ニ組合長ニ加入申込書ヲ提出スルモノトス加入金ヲ払込ムト同時ニ本組合員トナル
第四十七条 本組合ヨリ脱退セントスル組合員ハ其ノ理由ヲ具シ組合長ニ脱退届ヲ提出スルモノトス、脱退ハ組合長ノ脱退通知ト同時ニ其ノ効力ヲ発生スルモノトス
第四十八条 組合員ノ脱退シタル場合ニ於テ払戻スベキ持分ノ基準ハ本組合ヘ払込ミタル加入金及払込済出資額ニ止ムルモノトス
第六章 解散
第四十九条 本組合ハ組合員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ解散スルコトヲ得
第五十条 本組合解散シタルトキハ理事ハ其ノ清算人トナル但シ總代会ノ決議ニ依リ組合員中ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得
農業組合関係係
竹農第五六二号 八重出地方庁 農林課
農業組合設立許可申請
今般産業組合法ニヨリ有限責任、竹富村農業組合設立致度候ニ付御許可相度別冊規約相添ヘ此ノ段申請候也

一九四八年六月五日

住 所 設立者

- 竹富村字黒島一五〇七番地 当山 鉄三
- 字小浜二五六三番地 安室 長幸
- 字竹富五三六番地 与那 困修
- 字黒島二六六番地 玉代勢 太郎
- 字波照間五〇五番地 仲本 信幸
- 字小浜八番地 仲盛 一雄
- 字西表九六五番地 前大 二郎
- 字竹富三五四番地 大山 真
- 字竹富四四八番地 森 四郎
- 字黒島一四八六番地 幾乃 伸

八重山民政府

知事吉野高善殿

農業組合関係

八重山地方庁 農林課

◎農林水産業法

(琉球現行法規総覧) 9巻

(一九五三年九月二日立法第五二〇号)

施行 一九五三年九月二日

沿革 一九五九年二月十日

立法第一〇号第一次改正立法院の議決した農林水産倉庫業法に署名しここに公布する。

琉球政府立法院は、ここに次の通り定める。

農林水産倉庫業法

(目的)

第一条 この立法は、農林水産物の保管、共同販売及び農林水産倉庫証券の発行等を行ない、金融の円滑と農林水産物の価格の安定を図ることを目的とする。

て保管することができる。

(倉庫証券)

第十条 農林水産倉庫業者は、寄託者の請求あるときは、寄託物の倉庫証券を交付しなければならない。

2 商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百二十七条第二項及び第六百二十八条の規定は、前項の倉庫証券についてこれを準用する。

(農林水産倉庫証券の文字の記載)

第十一条 農林水産倉庫業者の作成する倉庫証券には農林水産倉庫証券の文字を記載しなければならない。

2 農林水産倉庫業者ではない者が作成する証券及び質入証券又は倉庫証券には農林水産倉庫証券の文字を記載してはならない。

(混合保管の旨の記載)

第十二条 混合保管の場合においては、農林水産倉庫業者は農林水産倉庫証券にその旨を記載しなければならない。

(効力)

第十三条 農林水産倉庫業者が、寄託者は農林水産倉庫証券の支持者及び受寄物の質権者があるときは、その質権者の受諾を得てその寄託物を他の農林水産倉庫業者に寄託した場合においては、その寄託によって生じた農林水産倉庫業者の権利義務は、当初の寄託者又は農林水産倉庫証券の所持人に移転し当初の寄託は、将来に向けてその効力を失う。

(農林水産倉庫証券の裏書禁止)

第十四条 農林水産倉庫業者が、その受寄物を他の農林水産倉庫業者に寄託しようとする場合においてその受寄物の農林水産倉庫証券の裏書を禁止することができる。

2 農林水産業者は、前項の証券の裏書を禁止しその

(定義)

第二条 この立法において農林水産倉庫業者とは、左の各号の一に該当する者をいう。

- 一 農業、林業及び漁業を営む者がその生産した穀物、砂糖、木材及びかつお節その他規則で指定する物品を所有する場、土地又は生産資材について権利を有している者が小作料若しくは賃貸料として受けた生産物その他規則で指定する物品を所有する場合においてその者のためにこの立法によつて倉庫に保管する者。
- 二 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会が売却する前号に規定する物品をその者のために、この立法により倉庫に保管する者。

2 前号に規定する寄託物について所有権の移転があつたときでも農林水産倉庫業者は、その寄託物の保管期間内に限り、これを保管することができる。

3 農林水産倉庫業者は前二項の規定による保管に支障のない場合に限り業務規定の定めるところにより前二項の規定によらないで物品を保管することができる。

一 受寄物の調製、改装又は荷造りをなすこと。
二、受寄物の運送又は販売の仲立をなすこと。
三、受寄物の運送又は販売の取次をなすこと。

一九五九年二月立法一〇号

(事業)

第三条 農林水産倉庫業者は、前条の事業の外、業務規定の定めるところによつて左の事業を行なうことができる。

- 一、受寄物の調製、改装又は荷造りをなすこと。
- 二、受寄物の運送又は販売の仲立をなすこと。
- 三、受寄物の運送又は販売の取次をなすこと。

(営利の禁止)

第四条 農林水産倉庫業者は、営利を目的としてその事業をなすことはできない。

(農林水産倉庫証券の交付の禁止)

第十五条 農林水産倉庫業者が、他の農林水産倉庫業者より寄託された受寄物に対し農林水産倉庫証券を発行しようとする場合においては、その農林水産倉庫業者の証明書若しくは前条第二項の規定により裏書を禁止された証券と引換でなければ、その受寄物の農林水産倉庫証券を交付することができない。

(保管期間)

第十六条 寄託物の保管期間は、寄託の日から六ヶ月以内とする。

2 第二条第一項に規定する寄託物については、保管期間を更新することができる。但し、寄託者は更新のとき同条第一項に掲げる者であることを要し、その期間は六ヶ月をこえてはならない。

3 第二条第三項に規定する寄託物について、同条第一項及び第二項の規定による保管に支障のない場合に限り、保管期間を更新することができる。その期間は前項但書と同様とする。

(商法の準用)

第十七条 商法第三編第五章から第七章、第六百九十九条及び第六百二十六条の定は、この立法に別段の定めのある場合を除く外、農林水産倉庫業者にこれを準用する。

第十八条 商法第六百七十七条の規定は受寄物の調寄物の調製、改装又は荷造りに関し農林水産倉庫業者にこれを準用する。

(業務規程変更の認可)

第十九条 農林水産倉庫業者は、その業務規程を変更しようとするときは、行政主席の認可を受けなければならない。

(検査等の命令)

第二十条 行券主席は、公益上必要と認めるときは、

(農林水産倉庫業者となりうる者)

第五条 協同組合法(一九五六年立法第六十七号)に基づいて設立された農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会又は農林漁業の発達を目的とする公益法人並びに市町村でなければ、第二条の農林水産倉庫業者となることはできない。

本条・一部改正
(一九五九年立法一〇号)

(農林水産倉庫業者である協同組合の事業)

第六条 農林水産倉庫業者である農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会、協同組合法に規定しているものの外、第二条及び第三条に規定する事業を目的とすることができる。

一九五九年二月立法第一〇号

(農業水産倉庫業者の認可)

第七条 農林水産倉庫業者を営業しようとする者は、規則の定めるところにより業務規程を添えて、行政主席の認可を受けなければならない。

(名称)

第八条 この立法による農林水産倉庫業者は、その名称中に農林水産倉庫なる文字を用いてはならない。

(混合保管)

第九条 農林水産倉庫業者は、業務規程の定めるところにより、種類及び品位の同一なる寄託物を混合し

農林水産倉庫業者に対して、その指定する物品の寄託を受けること及び受託物の検査その他の行為をなすことを命ずることができる。

(報告検査等)

第二十一条 行政主席は、農林水産倉庫業者に対して、その事業及びその他の事項についての報告をなさしめ、且つ、その書類、帳簿又は業務執行若しくは財産の状況を検査し、その他監督上必要な命令又は処分をなすことができる。

2 前項の検査を行なう場合において検査にあたる関係職員は、規則で定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(事業の停止命令、認可の取消)

第二十二条 行政主席は、農林水産倉庫業者の行為が法令又は業務規程に違反したとき又はその行為が公益を害し若しくは害する虞があると認めるときは、事業の停止を命じ又は認可の取消し等必要な措置をなすことができる。

(補助金の交付)

第二十三条 行政主席は、この立法の規定によつて認可された農林水産倉庫業者が必要とする倉庫の設置及び整備に対しては、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(委任規定)

第二十四条 この立法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第二十五条 農林水産倉庫業者である法人の理事又はこれに準ずべき者が、この立法又はこの立法に基づいてなす命令又は処分を違反したときは、二ドル以上二百ドル以下の過料に処する。

本条・一部改正

〔一九五九年二月立法第一〇号〕

附 則

1 この立法は、公布の日から施行する。
附則「一九五九年二月一〇日立法第一〇号」
この立法は、公布の日から施行する。

九 開 発 建 設

(一) 開 発

◎琉球列島米穀生産土地開拓庁の件

琉球列島米穀生産土地開拓庁の件

日付一九四八年一月十九日

軍政府指令第六号

首題「琉球列島米穀生産土地開拓庁の件」

宛「琉球列島各民政府知事」

一、一九四七年二月二十八日附軍政府指令第二号を茲に廃止する。

二、同封した「琉球列島米穀生産土地開拓庁総則」を茲に実施する。

同封琉球列島米穀生産土地開拓庁総則

軍政副長官

歩兵大佐ウイリアム・H・クレイグ

琉球列島米穀生産土地開拓庁総則

第一条 茲に「琉球列島米穀生産土地開拓庁」を設立する。

右は軍政府の非営利的代行機関で法人としての権能を有する。その本部を沖縄東恩納村に置き、組合員は地方組合より成る。

第二条 土地の開拓、保存、灌漑によつて琉球列島管内の最大限度の米穀生産を担当する。

琉球住民の福利を増進する為開拓庁は土地測量を為さしめ琉球列島内に米穀生産適地地区を設定せしめ兼ねてあらゆる適地に最大限度の米穀生産を為さし

める。右の測量、及び生産事業には遺棄された土地及び日本政府又はその代行機関に所有権の与えられていた土地を包含する予定である。

第三条 共同改良施策によつて米穀増産の可能な地域内に土地を所有する者は、開拓庁の組合員たる為に地方組合は加入してよい、地方組合の各組合員は所有地の大小に拘わらず組合は対し各一票の投票権を有する。

右地方組合の附則は組合員の年次総会を開催し理事會を選挙せしむるを要する。理事の数は組合員数の十分の一とし、理事會は組合長を選挙し、組合長は理事會の議長を兼ねる。

第四条 地方組合は開拓庁の組合員たることを申請することが出来、その申請が受理された場合は、開拓庁は共同施設に資金を融通し、又は施設を自ら建造してやることを得、但し軍政府から得た資金を右の融通又は建造に使う場合は軍政府の定めた各条件に従うものとする。

尙其際開拓庁は改良施設の影響を受ける土地の少くとも五〇パーセントは米穀生産に残留の重要な部分が其他の農業に適し又は将来その見込みのあることを確めねばならぬ。

第五条 不明

第六条 第四条の各項に基づく融資又は支出に付する担保として開拓庁は恩恵を蒙る土地に対し留置権を設定し、且つ、改良施設による増産から土地所有者により定期の支払いを為さしめるよう契約権を得て宣しい、第五条の各項に従い改良施設の建造に振り向けられた資金に關しては右支出資金の担保及びその完済の為開拓庁を追つて軍政府の定める措置を取るようにせよ。

第七条 共同施設により恩恵を蒙ると思はるる又は施設建造に必要な土地の所有者が地方組合の組合員でなかつた場合は開拓庁はその土地を買入、賃借又は使用すること或いは恩恵の代償として何等かの

支払を受くることを該地の所有者と契約することが出来る。更に此の目的を以て土地収用の権利を得ることも出来る。

但しその場合は各事業に対し収用すべき土地の総計は面積及価格共右事業に包含される全土地の二五パーセント以下とする。

第八条 開拓庁はその所有地にして耕作に使用されるものは出来得る限り払下げを要する、耕作用収用地は其の所有権の確証を俟つて先づ第一には前所有者に割当らるるものとする。右の者は開拓庁が収用法によつて買上げた価格で其の土地を買入れる便宜を与えられてゐる。その場合右の価格に加へて未払改良施設費を按分してその割当分を支払ふことを承認しなければならぬ。

第九条 土地所有権を決定するに當り、推定所有者又はその代理者若しくは土地管理局を相手とする場合並びに改良費が開拓庁負担となるおそれのある場合は開拓庁は右所有権の瑕疵又は不確実な部分に對しては其の決定を保留することが出来る。

第十条 第五条の規定による支出以外、開拓庁は事業に對し資金を支出又は融通してはならぬ。

(前不明)

第十一条 右の賦払は二十五年以内開拓庁の決定する期間に亘るものとし年増収が同一でないと思はれたら年賦金は必ずしも年々同額たるを要しない改良施設の結果としての当該年度の予定増収高以上を賦課してはならぬ、契約書には各土地に對する年賦額並びに支払期日を設定すること。

開拓庁が一年前に予告をすれば時価計算で土地の農産物で支払はしてもよい。

開拓庁は土地及生産物に年賦金の担保として留置権を設定すること、但し困窮の場合は賦金の全部又は一部を延期してよい。

第十二条 開拓庁は土地の使用、耕作方法はもとより改良費並びに第十一条に規定した諸払が未済の期間

其の担保保存と必要な条件等に関し地方組合、土地所有主と契約を為すことが出来る。

第十三条 開拓庁に於いては各地方組合は其の組合員五十名毎に一票の投票権を持つ、但し各地方組合は少くとも一票は有するようになすこと。

開拓庁の附則には年次総会を開催して十二名より成る理事の選挙を行ふことを規定すること、地方組合の數に基づき出来得る限り各組合から理事を少くとも一名は選出させるようになすこと。

第十四条 開拓庁理事會は三名から成る実行委員を選挙し、実行委員は附則に規定する職務を執行する。

第十五条 理事會は開拓庁長を起用して之に開拓庁の業務總攬につき理事會に對し責任を負はす但しその起用については予め軍政府の承認を得ること。

第十六条 開拓庁の資金は全部琉球銀行に預け入れその引出しは予め理事會の指定する開拓職員二名の署名ある為替手形、又は小切手を以てのみ為すことができる。

第十七条 (不明)

第十八条 常置機関が出来上る迄は開拓庁は各三名より成る四委員會によつて管理され各委員會は各民政府管内に置きその管内を担当する。

右四委員會の委員兼議長となる者は軍政府副長官之を任命する。

他の委員二名は各民政府知事の任命する農務部長及び他の部長より成るものとする。

◎八重山群島開拓移民募集について

沖経第九五三号

一九五一年八月六

經濟部長

与那城村長殿

八重山群島開拓移民募集について

八重山群島の未開拓地に、土地狹隘にして人口稠密なる沖縄群島より移民を送出して資源開発に当らしめ人口の調整と経済復興に寄与せしむる為、左の条件に依つて移民を募集致しますので各市町村民に其の主旨を徹底せしめ希望者を左記要領に依り調査の上、八月三十日迄報告下さい。

(一) 送出席面

1 一九五一年—一九五四年迄三、〇〇〇戸一五、〇〇〇人を送出する。

2 移民は八重山群島に定住する意志強固にして素質の優秀なる成人労働者を有する農家より選出する。

3 移民団の編成は一〇戸—三〇戸毎に市町村に於いて縁故者を以て一団を組織し責任感旺盛なる代表者を選出する。

4 先遣隊制度を原則とし家族呼寄は一年後とし、住宅建設と食糧自給態勢確立の時とす。

(二) 基本施設及資金

1 農道灌排水路、防潮防風林、猪垣、学校、診療所等、軍に予算接抄中

2 営農資金は復興金庫より融資の予定

3 輸送費(沖縄—石垣港)沖縄群島政府負担とす。

但し、集落地帯中の食費並びに船中食費は自弁とす。

(三) 土地払下について

1 一戸当耕地一町五反歩を保有せしむ。

2 土地払下について開墾後

土地代一坪一円—三元程度

四 其他

1 開墾地山林立木の無償払下げ

支払を受くることを該地の所有者と契約することが出来る。更に此の目的を以て土地収用の権利を得ることも出来る。

但しその場合は各事業に対し収用すべき土地の総計は面積及価格共右事業に包含される全土地の二五パーセント以下とする。

第八条 開拓庁はその所有地にして耕作に使用されるものは出来得る限り払下げを要する、耕作用収用地は其の所有権の確証を俟つて先づ第一には前所有者に割当らるるものとする。右の者は開拓庁が収用法によつて買上げた価格で其の土地を買入れる便宜を与えられてゐる。その場合右の価格に加へて未払改良施設費を按分してその割当分を支払ふことを承認しなければならぬ。

第九条 土地所有権を決定するに當り、推定所有者又はその代理者若しくは土地管理局を相手とする場合並びに改良費が開拓庁負担となるおそれのある場合は開拓庁は右所有権の瑕疵又は不確実な部分に對しては其の決定を保留することが出来る。

第十条 第五条の規定による支出以外、開拓庁は事業に對し資金を支出又は融通してはならぬ。

(前不明)

第十一条 右の賦払は二十五年以内開拓庁の決定する期間に亘るものとし年増収が同一でないと思はれたら年賦金は必ずしも年々同額たるを要しない改良施設の結果としての当該年度の予定増収高以上を賦課してはならぬ、契約書には各土地に對する年賦額並びに支払期日を設定すること。

開拓庁が一年前に予告をすれば時価計算で土地の農産物で支払はしてもよい。

開拓庁は土地及生産物に年賦金の担保として留置権を設定すること、但し困窮の場合は賦金の全部又は一部を延期してよい。

第十二条 開拓庁は土地の使用、耕作方法はもとより改良費並びに第十一条に規定した諸払が未済の期間

2 開墾期間中食料衣料類配給の斡旋

3 公租公課負担の減免

一九五一年

産業課

農事二関スル書類ヨリ

八重山移民希望者調査

市町村別

計	区名世帯		可働者	非可働者
	男	女		
	計	計	計	計
	高小	計	計	計
	中	計	計	計
	小	計	計	計
	幼	計	計	計
	兒	計	計	計
	其	計	計	計
	他	計	計	計
	計	計	計	計

◎八重山開拓移民受入計画に就いて

案

經第六〇五号

一九五一年五月五月

知事名

各市町村長宛

八重山開拓移民受入計画に就いて

経済自立の基礎を培養確立することを目的として群島外及群島内の過剰農家からなる農事開拓移民を中核とする各種開拓移民を移住させ産業生産力の増大を期し全島経済再建に資するべく政府は八重山開拓移民受入計画の樹立を進めておるものであります。計画樹立をなす上に根拠となるのは開拓農地に関する事項であり取り分け左記事項について市町村当局の財政其の他の面に至大の影響を及ぼす事と思惟致しますので貴下の御方針を承り度御照会致します。

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

各地区別開発可能面積

開発地区名	開発可能面積			戸数 開発	開発地区名	開発可能面積			入殖 戸数
	開田	開畑	計			開田	開畑	計	
仲筋	140	420	560 ^町	373	宮平牧場 (含仲田)		150	150	100
桴海	120	200	320	213	平得大俣		170	170	113
川平(含ヨーン)		80	80	53	平得地底		15	15	10
屋良部		60	60	40	登武野		15	15	10
崎枝	65	120	185	123	大浜町小計	360	1,850	2,210	1,470
フーネ	10	160	170	113	南風見大原	50	397	447	298
スーラ		80	80	53	仲間	70	430	500	333
元名蔵		57	57	37	古見	50	50	100	66
名蔵(含白水)	50	35	85	56	上原		200	200	132
嵩田		120	120	80	野原		20	20	13
クード(含神田)	40	30	70	43	高那		165	165	110
外山田		60	60	40	伊武田波之上	50	100	150	100
ウラント		30	30	20	船浦	120	100	220	147
番名		30	30	20	千立	80	40	120	80
奈良佐		45	45	30	浦内	40		40	27
石垣市小計	425	1,527	1,952	1,294	ヨナラ	20	5	25	16
野底	190	536	726	484	ホネラ		30	30	20
伊原間		45	45	30	計	480	1,537	2,017	1,342
平久保	10	5	15	10					
大浦		196	196	130	与那国		47	47	3
伊野田	160	148	308	205					
桃里盛山		350	350	233					
水岳		120	120	80	群島総計	1,265	4,961	6,226	4,137
ハシダ		100	100	65					

◎八重山開発関係

- 一、開拓民受入地区の決定、農地の配分、部落用地の決定は当群島政府が開発機関（農林省、沖縄群島政府、八重山開拓委員会等）の諒解の下に管轄各市町と合議の上決定することにした。
 - 二、農地は一戸に対し一町五反歩の配分を行ない、部落用地は別に割当てる。
 - 三、配分される土地は市町有地では三ヶ年無料で借地耕作させ、三ヶ年後に払下げることを原則とした。
 - 四、中央政府、群島政府、市町当局は移殖後三ヶ年間は行政制度の適用運営について特別の考慮を払い経費の負担公共事務の処理について開発地の実情に即応せしむると共に新農村建設への円満なる遂行を図るようしたい。
- 八重山開発並に移民関係
八重山地方庁

市町別、年次別、開発計画

市町別	年次別	1年次			2年次			3年次			計		
		開田	開畑	計	開田	開畑	計	開田	開畑	計	開田	開畑	計
石垣		38	202	240	104	566	670	283	759	1,042	425	1,527	1,952
大浜		98	232	330	98	412	510	164	1,206	1,370	360	1,850	2,210
竹富		57	393	450	246	807	1,053	177	337	514	480	1,537	2,017
与那国						23	23		24	24		47	47
計		193	827	1,020	448	1,808	2,256	624	2,326	2,950	1,265	4,961	6,226

(単位は町歩)

年次別市町別移民計画

市町別	年次別	1年次			2年次			3年次			計		
		沖縄	群内	計	沖縄	群内	計	沖縄	群内	計	沖縄	群内	計
石垣		100	60	160	200	246	446	402	286	688	702	592	1,294
大浜		200	20	220	300	40	340	865	45	910	1,365	105	1,470
竹富		200	100	300	500	200	700	233	109	342	933	409	1,342
与那国						15	15		16	16		31	31
計		500	180	680	1,000	501	1,501	1,500	456	1,956	3,000	1,137	4,137

(単位は戸)

入 殖 地 区 名	開 発 予 定 面 積			入 殖 戸 数		
	開 田	開 畑	計	沖縄移民	群内移民	計
ヨナラ	20	5	25	16		16
ホネラ		30	30	20		20
大 原	16	134	150		100	100
船 浦	81	69	150		100	100
小 計	246	807	1,053	500	200	700
与 那 国		23	23		15	15
群 島 総 計	448	1,808	2,256	1,000	501	1,501

第一年次移住計画

入 殖 地 区 名	開 発 予 定 面 積			入 殖 戸 数		
	開 田	開 畑	計	沖縄移民	群内移民	計
石 垣 市 仲 筋	38 ^町	112	150	100		100
外 山 田		60	60		40	40
ウラント		30	30		20	20
小 計	38	202	240	100	60	160
大 浜 町 野 底	78	222	300	200		200
真栄里山	20	10	30		20	20
小 計	98	232	330	200	20	220
竹 富 町 仲 間	41	259	300	200		200
大原南風見	16	134	150		100	100
小 計	57	393	450	200	100	300
群 島 総 計	193	827	1,020	500	180	680

第三年次移住計画

入 殖 地 区 名	開 発 予 定 面 積			入 殖 戸 数		
	開 田	開 畑	計	沖縄移民	群内移民	計
石 垣 市 仲 筋	64	196	260	173		173
桴 海	64	106	170	113		113
川平(含ヨーン)		80	80	53		53
屋良部		60	60	40		40
崎 枝	65	120	185	23	100	123
元名蔵		57	57		37	37
名 蔵	50	35	85		56	56
ワード	40	30	70		43	43
番 名		30	30		20	20
奈良佐		45	45		30	30
小 計	283	759	1,042	402	286	688
大 浜 町 野 底	34	92	126	84		84
伊原間		45	45	30		30
平久保	10	5	15	10		10
大 浦		46	46	30		30
伊野田	120	128	248	165		155
桃重盛山		350	350	233		233

第二年次移住計画

入 殖 地 区 名	開 発 予 定 面 積			入 殖 戸 数		
	開 田	開 畑	計	沖縄移民	群内移民	計
石 垣 市 仲 筋	38	112	150	100		100
桴 海	56	44	100			100
フーネ	10	160	170		113	113
シーラ		80	80		53	53
嵩 田		120	120		80	80
石 垣 小 計	104	566	670	200	246	446
大 浜 町 野 底	78	222	300	200		200
大 浦		150	150	100		100
真栄田山	20	10	30		20	20
平得地底		15	15		10	10
登武野		15	15		10	10
小 計	98	412	510	300	40	340
竹 富 町 仲 間	29	171	200	133		133
古 見	50	50	100	66		66
上 原		120	120	80		80
高 那		128	128	85		85
伊武田	50	100	150	100		100

外国人財産中の土地面積

種 別	総 面 積		返 還 地 積	
	反	積	反	積
海軍省 平得飛行場	2,013	822	1,246	507
〃 平喜名飛行場	347	818	67	213
陸軍省 白保飛行場	813	616	129	009
〃 西表陸軍用地	1,693	406		
官 有 地	148,932	911		
大 蔵 省	936	914		
文 部 省	3	905		
進 信 省	68	229	65	522
内 務 省	80	514	1,508	251
計	154,891	415		
日 糖 会 社 社 有 地	7,992	817		
不 在 地 主 の 所 有 地	1,500	807		
計	9,423	624		
合 計	164,415	039	1,508	251

差 引 162,906 反 788 歩
 現在貸付中ノ地積 6,221 反 219 歩
 貸付スベキ地積 15,668 反 569 歩

貸地料年 田 反 当 上 100円 中 70円 下 50円
 畑 坪 当 上 5 銭 中 27厘 下 10厘 (社有地並平得飛行場)
 〃 〃 上 24 厘 中 17厘 下 10厘 (平喜名飛行場)
 〃 〃 平均6厘6毛 (白保飛行場)

入 殖 地 区 名	開 発 予 定 面 積			入 殖 戸 数		
	開 田	開 畑	計	沖繩移民	群内移民	計
水 岳		120	120	80		80
パシタ		100	100	65		65
宮良牧場		150	150	55	45	100
平得大俣		170	170	113		113
小 計	164	1,206	1,370	865	45	910
竹 富 町 大 原	18	129	147	36	62	98
上 原		80	80	52		52
千 立	80	40	120	80		80
浦 内	40		40	27		27
野 原		20	20	13		13
高 那		37	37	25		25
舟 浦	39	31	70		47	47
小 計	177	337	514	233	109	342
与 那 国		24	24		16	16
群 島 総 計	624	2,326	2,950	1,500	456	1,956

八重山開発移民関係
 八重山地方庁

◎マラリア防遏に関する計画
マ第六三七号

一九五一年六月十二日
マラリア防遏所長 崎山 毅
経済部長 真栄田 登殿

マラリア防遏作業計画に就いて
首題の件貴部農政課より依頼ありたるに付き別紙の通り送付致します。

マラリア防遏に関する計画

- 一、対原虫策
- 1 有病地域への予防投薬に対しては四月五月中は一週一回一錠投薬
 - 2 自六月五ヶ月間は一週一回、一回量一錠投薬
 - 3 自十一月五ヶ月間は月一回一回量一錠投薬
- 前項の一、二、三に該当する有病地住民にして山林に於ける宿泊者農繁期による田小屋宿泊者は宿泊期間中隔月毎に一錠投薬
- 4 無病地住民の有病地に於いて宿泊する者に対しては滞在期間中、隔日に一錠投薬す
 - 5 野外投薬(石垣島内)
 - 6 自六月五ヶ月間は週二回、一回量一錠
 - 7 自十一月五ヶ月間は週二回、一回量一錠
 - 8 至五月七ヶ月間は当分の間中止
- 至十一月七ヶ月間は当分の間中止
- 6 有病地全住民に対し脾腫検査を年二回施行
 - 7 有病地住民に対して一般採血年二回実施
 - 8 有病地に於いては毎月一回無病地に於いては七、八月検病戸口調査を行なひ発病者の早期発見に努める。
 - 9 無病地住民の有病地出入許可者取締りの為巡邏を厳重に励行する。
- 二、対蚊族策

- 1 有病地部落周辺二軒以内の水田沼沢、湿地帯にDDT粉末撒布作業は 自四月六ヶ月間は週一回 自十一月六ヶ月間二回実施する。
- 2 有病地の住家畜舎に対しては一ヶ月一回DDTオイル油の撒布作業を実施する。
- 3 有病地周辺二軒以内の藪雑草木の伐採作業排水溝の改築浚渫作業を実施する本作業は部落民の農閑期の際実施する。
- 4 有病地周辺に於ける必要と認める河川に対しDDTオイル油の点滴装置を実施する。
- 5 有病地二軒以内水田のタツプミノト繁殖状況を調査して不棲息場所に放飼する本作業は八月中旬に実施す。
- 6 有病地域に於ける湿地帯の調査埋立事業の実施

- 三、マラリア防遏普及宣伝
- 1 各字に於て住民の集合を求め機会ある毎にマラリア予防撲滅その他衛生に関する講話又は座談会を開き又は宣伝ビラを配付して衛生智識の向上に努める。
 - 2 各支所出張所は年三回(四月、七月、十月)部落幹部有志の集合を求めて、マラリア撲滅作業に対し反省会を開催する
- 四、特殊事業計画
- 1 タツプミノト飼育池築造の件

タツプミノトはアノフェレスの幼虫を捕食する魚族にしてマラリア撲滅工作に貢献する事は従来の実験上から見て大なるものであるが、例年夏季に於て早魃に遭遇する時は死滅する所多く尙、豪雨の際には流失するので此の保護繁殖を計る対策として石垣島に於て二ヶ所の飼育池を築造せんと計画する。

五、調査事項

- 1 移民部落設定地である西表島仲間及び大浜町野底地帯のアノフェレス分布状態の調査並びに部落設定適地の調査を実施す
 - 2 四ヶ地区前山附近の水田にして常時水の絶へない水田を定めてDDT撒布後の子孳発生有無の実態を調査してその効果を判定する。
 - 3 有病地として指定された小浜島、波照間島、与那国島、久部良租納は戦前に於ては無病地であつて関係上同島のマラリア浸潤の度合を調査する。
- 六、マラリア撲滅作業研究会
- 1 全島支所長出張所長の参庁を求め各所の要望意見を検討し事務協議会を本年度に於て開催する。
- 七、マラリア防遏機関左の通り存置あり
- 1 マラリア防遏所本部 一
 - 2 支所 二
 - 3 出張所 二〇
 - 4 詰所 七

八、一年間に於けるマラリア防遏用品使用高

品目	使用数量	価格	摘要
アテフリン	二、一八四、九二八粒	一七四、七九四、二四	
10% DDT粉末	一、九六二、三五六封度	七、五三五、五二二、四四	
10% DDT粉末	七、二五〇封度	七二、五〇〇、〇〇	
DDTオイル	七、七〇六ガロン	五五、四八三、二〇	
計		七、八三三、三〇〇、八八	

(マラリア罹患及死亡者調挿入のこと)

八重山開発並びに移民関係
八重山地方庁

一日時 七月二十一日午前九時
一場所 水産会館

◎社有地問題に関する協議会開催の件

経第八七号

一九五一年七月二〇日
経済部長名
名蔵(大浜寛良、大浜永昌、宮良長正、比嘉一政、石垣実英、小波律厚徳)宛
伊波岩雄(登野城)小波本直市(登野城)大浜賢方(石垣)仲里正友(新川)小峯松一(新川)大立真津(大浜)小浜廉助(大浜)

社有地問題に関する協議会開催の件

日糖社の八重山進出に就ては予てより巷間に論議されて来たのでありますが日糖社は既に沖繩調査団を当地に派遣し調査に乗り出している状況にあり此の際社有地耕作者の意見を結集して本問題に対処する要がありますので左記に依り協議会を開催御高見を拜聴したいと思ひますので御繰合せ御出席して頂くよう御依頼致します。

◎開発移民の入殖予定地の

産第一三六一号

一九五一年九月十三日
大浜町長 大田 守 松
経済部長殿
開発移民の入殖予定地の払下条件について
本年八月二十九日経第一〇四九号を以て御照会になりました首題の件左記の通りに付御報告致します。

- 一、土地払下代金支払の方法
- イ 据置期間
- 土地分割引渡迄一ヶ年地料無料、其後貸地料を徴しつゝ分割渡しと同時に地代を徴収す。
- 分割払の方法、移住民、当事者と相談の上可能
- 性あり
- ハ 利子の有無

◎開拓移住者送出について

沖経会号外

一九五一年十二月三日
沖繩群島経済部長
八重山群島経済部長殿
開拓移住者送出について
今般八重山開拓移民として左記の通り送出してありますので受入れ手配方御願致します。

- 一 移住者
- 本籍 大宜味村田嘉里区五班
移住地 大浜町星野部落
- 移住者氏名 知念 森太郎 三六才 戸主
ヨシ 二六才 妻
好和 七才 長男
ケイ子 五才 長女
正行 二才 二男
マカ 五八才 母
ヨネ子 二一才 妹

前田 トヨ (妻の妹孤子)
計 九名

追而、先日御依頼申上ました沖繩産業博覧出品の
開拓資料を至急御送下さいます様今期十二月
二十二日、今月二十六日
八重山開拓並びに移民関係
八重山地方庁

◎第二次大宜味村八重山開拓
移住者名簿送付について
沖繩企第三四九号
一九五二年三月二十九日
八重山群島経済部長 吳 我 春 信
第二次大宜味村八重山開拓移住者
名簿送付について

大宜味村嘉里区十二班金城秀一以下一世帯七十名の名
簿を送付致します。
受入手配宜しくお願ひ致します。
三月二十日名簿 金城秀一 以下一世帯六十二名
三月二十九日 山城寅一 以下一世帯十一名
計 十一世帯七十三名

氏名	生年月日	性別	続柄	住所
仲村 喜吉	一八九二、三、二九	男	戸主	大宜味村字田嘉里八班
カメ	一八九四、八、二〇	女	妻	〃
喜信	一九一七	男	長男	〃
喜正	一九二七、二、四	男	三男	〃
キヨ子	一九三二、三、三	女	三女	〃
文子	一九三九、三、一八	女	四女	〃
ナベ	一九二〇、九、四	女	長男妻	〃
敬子	一九四二、十、二四	女	孫	〃
ツネ子	一九四四、九、十	女	孫	〃
順子	一九四六、九、三〇	女	孫	〃
喜夫	一九四九、九、十六	男	孫	〃
外間 彦五郎	一九九一、九、二一	男	戸主	大宜味村田嘉里十三班
ナベ	一九九四、五、十	女	妻	〃
彦弘	一九三二、三、十	男	五男	〃
大嶺 海輝	一九二八、七、二〇	男	戸主	大宜味村田嘉里十班
カマド	一九〇一、十、二二	女	母	〃
昇	一九三八、二、二〇	男	弟	〃

氏名	生年月日	性別	続柄	住所
大嶺 ユキ子	一、九四一、一、二	女	妹	大宜味村田嘉里十班
山城 美心	一八九六、一、二	女	妻	〃
マツ	一九〇六、三、一四	女	妻	〃
セツ子	一九三〇、一、二、四	女	二女	〃
久二	一九三四、一〇、一〇	男	長男	〃
静子	一九三六、四、一四	女	三女	〃
俊雄	一九四〇、一、一、四	男	二男	〃
春江	一九四二、七、二七	女	四女	〃
カズ子	一九四四、七、一二	女	五女	〃
金城 秀一	一九四七、五、一八	男	戸主	大宜味村田嘉里十二班
ウシ	一九〇七、一〇、二八	女	妻	〃
久子	一九三二、二、十五	女	長女	〃
照子	一九三四	女	二女	〃
秀雄	一九三六	男	長男	〃
秀徳	一九三九	男	二男	〃
勝代	一九四六	女	三女	〃
清子	一九四九、一、二、二六	女	四女	〃
初子	一九四二、八、二	女	同居人	〃
金城 徳吉	一九〇九、三、一〇	男	戸主	大宜味村田嘉里十一班

氏名	生年月日	性別	続柄	住所
カマド	一九一〇、六、一五	女	妻	大宜味村田嘉里十一班
勝子	一九三七、一、二四	女	長女	〃
文夫	一九四〇、三、八	男	長男	〃
ソノエ	一九四二、八、十八	女	次女	〃
文昭	一九四四、一〇、一九	男	二男	〃
多代子	一九五〇、五、二二	女	三女	〃
金城 トキ	一九一一、一、一三	女	戸主	大宜味村田嘉里十三班
タマ	一八七七、一、一〇	女	母	〃
邦夫	一九三八、三、二七	男	長男	〃
武弘	一九四〇、四、二二	男	二男	〃
苗子	一九一一、五、二〇	女	妹	同居人
和子	一九五〇、五、一一	女	妹	〃
大嶺 福次	一九三三、八、一五	男	戸主	大宜味村田嘉里三班
ウシ	一九〇七、一〇、二	女	母	〃
邦友	一九三九、十一、二	男	弟	〃
ユキ子	一九三五、一、二	女	妹	〃
福吉	一九三七、一、五	男	弟	〃
節子	一九四二、七、一	女	妹	〃
ハツエ	一九四七、七、二二	女	妹	〃
仲村 喜次郎	一八九八、一〇、二〇	男	戸主	大宜味村田嘉里四班
ナベ	一八九六、五、八	女	妻	〃
金城 精四郎	一八九七、九、十五	男	戸主	大宜味村田嘉里十三班
カマド	一九〇〇、二、一八	女	妻	〃
精俊	一九二九、四、七	男	長男	〃
弘	一九四一、三、二四	男	次男	〃
茂	一九四二、一〇、七	女	三男	〃

氏名	生年月日	性別	続柄	住所
山城 寅一	一八九八、三、一八	男	戸主	大宜味村嘉里区一班
寅吉	一八七六	男	父	〃
カメ	一八七五	女	母	〃
マツ	一九〇八、一、一六	女	妻	〃
正夫	一九〇八、一、一六	男	長男	〃
節子	一九四〇、五、二	女	長女	〃
正一	一九四一、一、二、二六	男	二男	〃
文夫	一九四四、二、八	男	三男	〃
文行	一九四六、二、二八	男	四男	〃
正春	一九四九、六、二二	男	五男	〃
猛	一九三三	男	同居人	〃

追加三部一世帯十一名

第三次大宜味移民合計十一世帯七十三名
安里 重幸 七才男
前田 真四郎 三五才男
金城 輝正 三一才男
八重山開拓並びに移民関係

◎大宜味移民入殖地に関する返電

大宜味移民入殖地に関し別紙の通り農林省総裁及沖繩
知事から電報がありますので左案の通り返電してよい
ですか。

案の二
大宜味移民の入殖地は大浜町有三〇町歩の外社有地は
伊野田一六八ノ一(九町三歩)一六八ノ二(一五町)
一六八ノ三(十五町)一九六の二(一七町五反二畝一
〇歩)地目は何れも山林、八重山知事沖繩群島知事宛
案の二

大宜味移民入殖地の内大浜町有三〇町歩は諒解済み
残りを社有地である「極力折衝せう」八重山知事
農林省総裁宛
八重山開拓並びに移民関係
八重山地方庁

石垣島ノ部

郡内移住ノ部

地名	開田水稻作ニ要スル勞力				開畑陸稻作ニ要スル勞力				合計			
	面積	面積	人力	畜力	面積	面積	人力	畜力	面積	面積	人力	畜力
番名	300	75	6,600	3,300	480	120	11,800	1,920	780	195	23,400	5,220
富崎					300	75	4,800	1,500	300	75	4,800	1,500
嵩田					600	150	21,000	2,400	600	150	21,000	2,400
名蔵	2,000	500	126,000	24,000	100	25	3,500	400	2,100	525	129,500	24,400
シーラ	2,000	500	44,000	22,000	100	25	1,600	500	2,100	525	45,600	22,500
崎枝	100	25	2,200	1,100	1,460	365	23,360	7,300	1,560	390	25,560	8,400
屋良部	50	12.5	3,150	600	280	70	4,480	1,400	330	82.5	7,630	2,000
川平	100	25	6,300	1,200	200	50	3,200	1,000	300	75	9,500	2,200
桃里	400	100	8,800	4,400	1,040	260	16,640	5,200	1,440	360	25,440	9,600
盛山	600	150	13,200	6,600	660	165	10,560	3,300	1,260	315	23,760	9,900
底原	600	150	37,800	7,200	960	240	15,360	4,800	1,560	390	53,160	12,000
仲田	1,000	250	22,000	11,000	200	50	3,200	1,000	1,200	300	25,200	12,000
計	7,150	1,787.5	270,050	81,400	1,380	1,595	124,500	30,720	13,530	3,382.5	394,550	112,120

西表島ノ部

地名	開田水稻作ニ要スル勞力				開畑陸稻作ニ要スル勞力				合計			
	面積	面積	人力	畜力	面積	面積	人力	畜力	面積	面積	人力	畜力
大原	62.5	16	1,375	688	275	69	4,400	1,375	337.5	85	5,775	2,063
古見	125	31	7,875	1,500	250	63	8,750	1,000	375	94	16,625	2,500
野原	25	6	550	275	290	73	4,640	1,450	315	79	5,190	1,725
船浦	167	42	10,500	2,000	234	58	8,167	933	401	100	18,667	2,933
ユブ	300	75	6,600	3,300	60	15	960	300	360	90	7,560	3,600
計	679.5	170	26,900	7,763	1,109	278	26,917	5,058	1,788.5	448	53,817	12,821

与那国島ノ部

与那国	50	12.5	1,100	550	280	70	4,480	1,400	330	82.5	5,580	1,950
合計	7,879.5	1,970	298,050	89,713	7,769	1,943	155,897	37,178	15,648.5	3,913	453,947	126,891
総計	18,200	4,550	849,350	211,150	28,720	7,180	692,080	131,360	46,921	11,730	1,541,430	342,510

◎八重山米穀増産のための勞力計画

八重山米穀増産のための勞力計画

石垣島ノ部

郡外移住ノ部

地名	開田水稻作ニ要スル勞力				開畑陸稻作ニ要スル勞力				合計			
	面積	面積	人力	畜力	面積	面積	人力	畜力	面積	面積	人力	畜力
仲筋	1000	反 250 Acre	63,000	12,000	2,000	500	70,000	8,000	3,000	750	133,000	20,000
桴海	1000	250	63,000	12,000	2,000	500	70,000	8,000	3,000	750	133,000	20,000
野底	50	12.5	3,150	600	2,380	595	83,300	9,520	2,430	607.5	86,450	10,120
伊原間	400	100	8,800	4,400	1,640	410	26,240	8,200	2,040	510	35,040	12,600
クーラ	200	50	12,600	2,400	2,320	580	37,120	11,600	2,520	630	49,720	14,000
平久保	300	75	18,900	3,600	1,500	375	24,000	7,500	1,800	450	42,900	11,100
金武	500	125	31,500	6,000	220	55	3,500	1,100	720	180	35,020	7,100
伊野田	1500	375 反 Acre	94,500	18,000	1,800	450 反 Acre	63,000	7,200	3,300	825 反 Acre	157,500	25,200
計	4950	1237.5	295,450	59,000	13,860	3,465	377,180	61,120	18,810	4,702.5	672,630	120,120

西表島ノ部

地名	開田、水稻作ニ要スル勞力				開畑陸稻作ニ要スル勞力				合計			
	面積	面積	人力	畜力	面積	面積	人力	畜力	面積	面積	人力	畜力
大原	437.5	反 109 Acre	9,625	4,812	1,925	481	30,800	9,625	2,362.5	590	40,425	14,437
古見	375	94	23,625	4,500	750	187	26,250	3,000	1,125	281	49,875	7,500
野原	75	19	1,650	825	870	217	13,920	4,350	945	236	15,570	5,175
船浦	333	83	21,000	4,000	466	117	16,333	1,867	799	200	37,333	5,867
仲間	600	150	37,800	7,200	660	165	23,100	2,640	1,260	315	60,900	9,840
高那	50	12.5	3,150	600	400	100	6,400	2,000	450	112.5	9,550	2,600
伊武田	500	125	31,500	6,000	220	55	7,700	880	720	180	39,200	6,880
上原	500	125	11,000	5,500	1,000	250	16,000	5,000	1,500	375	27,000	10,500
浦内	1000	250	22,000	11,000	500	125	8,000	2,500	1,500	375	30,000	13,500
干立	1500	375	94,500	18,000	300	75	10,500	1,200	1800	450	105,000	19,200
計	5370.5	1342.5	255,850	62,437	7,091	1,772	159,003	33,062	12,461.5	3114.5	414,853	95,499
合計	10,320.5	2580	551,300	121,437	20,951	5237	536,183	94,182	31,271.5	7,817	1,087,483	215,619

土木建築道路

◎建築確認の統計表の作成について

建築基準法は一九五二年二月十五日立法第六五号として建築物に関する基本法として制定されて以来、(一〇年にわたって)建築物の質の向上と災害の防止に貢献し社会福祉の増進に寄与すべく今日に至っている。建築基準法の施行当時は都市計画地域や要確認区域の指定もなく同法第五条第一号の特殊建築物や第二号第三号等の規定による大規模の建築物のみの建築確認であったが一九五四年二月二六日に要確認区域として真和志市、糸満町全域、首里市、名護町、具志川村、美里村、越来村、小緑村、平良市の各一部が指定され一九五四年六月四日に那覇市が都市計画区域に指定され従前の首里、小緑の二市村が那覇市に併合され真和志を含めて都市計画区域として指定された市町村を列挙してみますと、

- 1、一九五四年九月二日、石垣市の四ヶ字(登野城、大川、石垣、新川)の全域。
- 2、一九五五年八月二日、宜野湾村の一部。
- 3、一九五六年七月二日、石川市、与那原町。

那覇市に於ける違反建築物について

まづ那覇市建築課監察係の歩みから述べてみたい。御承知のように建築許可から建築確認と云う建築基準法の実質的な施行が一九五三年の春までであり、当時の土建課から独立した建築課は陣容一〇名足らずの職員でスタートした。何しろ建築基準法という新し法律でありその規定の解釈も不統一になりがちで、その調査指導だけで手一ぱいであった。

それに都市計画上の道路新設、区画整理上の支障、家屋の調査、補償査定など、見積りと折衝でてんやわ

んやの忙しさであった。除々に確認行政というものが軌道に乗ったとは云へ、そこまでこぎつけるにはいろいろ失敗など笑い話がかかり伝えられている。ところで現場を調査する場合その附近に確認による建物よりは、それによらない違反した建物が多く難居する状態で、まともに申請した建物が法で規制され、違反した建物が越境或は道路内にはみ出したりするありさまを許せないと、その年(一九五三年)の夏ごろから課内のとりきめによって現場調査のとき各係員で違反した建物については指導助言して処理していくと云う事になり、各人で指導と監察の一人二役をやっていたが、職員数は少なく、事務量が大きく、専任の監察係が必要とされ一九五四年九月新たに一名を採用して違反建築物の処理に当るようになった。

建築行政のあゆみ

一 論 序

人間生活に最も欠くことのできない建築物の建設について、各人が健康で安心して生活できるように、建築が安全で然も衛生的な構造と設備をもつことを規定するとともに市街地の防災災観その他の公共的な施設の基準を定めたものが建築基準法である。

建築物は、人の生活を容れる器であって、その良し悪しが社会に及ぼす影響は、極めて大きい、それ故、建築物の質の低下を防ぎその向上を図ることは政府の施策としても勿論重要である。それには、いろいろな措置を講じなければならぬが、その中で先づ必要なのは建築物の質の最低基準を法定することであり、次には建築物の設計、工事監理をなす建築技術者や建

結 び

一九五二年、三年頃の同法の施行当時は建築基準法という耳馴れない立法に当時の係員一同全く雲をつかむ思いで転手古舞といった案配で立法の趣旨もあまいといった具合に日本の建築基準法の解説書に首たけでこの難解な法の暗記?参考資料の収集で大重であった。

施行当時は都市計画地域もなく、勿論要確認区域の指定もなく同法第五条第一項の特殊建築物や、第二項第三項の規定による大規模の建築物のみの建築確認をするのがせいっぱいであり、又この当時は軍指令第二号「建築及び耕作制限」により沖縄群島内のみはいかなる建築物も市町村長の許可なくしては建築してはならないという指令と建築基準法との矛盾とでも申すかその板ばさみに各建築主事はとまどつたものである。

(同指令は一九五五年十二月十五日廃止された)一九五五年に那覇市が都市計画地域として指定され用途地域制も一九五六年三月二六日しかれ要確認区域も逐次指定されるようになり建築確認行政も一応軌道にのつたのである。

次に建築士法について記すとこの立法も日本の法律を参考にして一九五三年立法第八十七号として公布になり一九五四年以来現在迄に一級建築士九十六名二級建築士四百九十名計五百八十六名が選考又は試験によって合格し、全琉の建築物の設計工事監理等に従事している。

琉球における建築関係法規の整備は未だ完備する段階には達せずこれからである。例へば住宅地改良法、防災建築街区造成法、住宅金融公庫法、住宅公団法等で枚挙に暇がない又これ等の立法については莫大な資金を要するし、その前途を考へること。しかし何れにしろこれ等の問題は是非とも解決しなければならぬことである。

築物を施工する建設業者の資格を法定し、業務の適正をはかることである則ち前者が建築基準法であり後者が建築士法及び建設業法である。これは欧米では早くから行なわれていることであって建築行政の基本をなすものである。

沿革

従来日本においては建築物の最低基準を定める法律として、大正八年に制定された市街地建築物法があり過去三十余年の間、多大の効果をあげてきたが、同法は適用が市街地に限られていた(戦前沖縄県では旧那覇市と名護町が適用されていた)。今日では法の形式内容ともに不備な点が少なく又民主主義時代の今日社会状況にもそぐわない点があり、全面的な改正の必要が呼ばれていた。

よって日本では昭和二十五年の第七通常国会に、市街地建築物法に代る建築基準法案が、政府提出として上程され、両院を通過成立したのが日本における現行の建築基準法である(昭和二十五年五月二十四日公布)。

沖縄群島に於ては、この日本の法律を基礎として沖縄群島建築基準条例として、沖縄郡島における建築物の敷地、構造設備及び用途の最低の基準を定めて住民の生命、健康及び財産の保護をはかり、もって公共の福祉の増進に資するために一九五一年九月二十七日に那覇知事により、上程、同年十月一日に群島議会を通過して、一九五二年一月八日から実施された。

一九五二年琉球政府の発足に伴い、この条例を引続き全琉的に実施するために一九五二年に琉球政府立法院議会上程され一九五二年十一月五日立法院において可決し一九五二年立法第六五号として公布され今日に至っているが、その間数次にわたり、同法の施行の状況にかんがみまた建築事情の進展に対応するため一部改正がみなされ現在に至っている。

立法で自由を拘束されることは、うるさいことではあるが、文秩序を維持するための拘束がないところには、自由はないというところは常識とはいえず、従来、建築家の間に法がうるさかれたことは事実でありこれは大いに反省すべきで、このことは多分従来の建築関係法規が公務員(役人)他書人の間だけのもので一般建築家や、住民から離れていたためではなからうか、建築関係法規は建築士(家)のものでなければならぬ、建築士は常に自己の仕事に照らし法規を建築行政を相当する者は常に法規に照らし設計を批評し、建築士は又これを卒直に容れ(然しこのことは決して法規一点張りになれというのではない)お互に明日の郷土復興という大きな目標に突進していく。

これが真の建築行政の在り方ではなからうか。

那覇市の建築行政のあゆみ

建築行政にたずさわって未だ四十五年人間の知能指導から云えば僅か一言二言しかいえない物の良し悪しも判断しない頃でありここに建築行政云々と述べるとも気がひけるのであるが編集者から至上命令となればひっこみもつかずお引受けした次第である。もつとも建築行政とは云つてもここでは第二次大戦後の混乱期から今日までの那覇市の建築行政であり建築許可から建築基準法(以下建築法と云う)が立法され施行され現在に至るまでの経緯を見聞する範囲で触れ、これからの問題点をひ歴したい。ところで今次の大戦では沖縄は勿論特にならなく焼土と化し旧き良き時代の面影や情緒は見るべくもなく当時の六万余の人々も疎

徳原 兼 英

創刊号 15 / 16

開、避難等で街を離れて戦後しばらくは占領地として米軍の軍隊だけが散見される程度であったが戦争が済むや食を求め或は知人や身内の者の安否をきずかれて集中する住民は日に数十世帯と云う増え方米軍の施設の旧市内の占用は必然的に住民を市の郊外に追いやる結果となったのであるが日一日と増えていく人口は先づ住の解決が先決要因であった。一九四五年市役所ができるや復興課を創設し暗中横策の状態からやつと米軍の野戦用テントの支給を受けどうにか風雨をしのげるのが精一杯の状態であった様であり将来を予想しての都市造り構想等全くその余裕もないままに空地を見ればほとんど造られて行ったものである。その後しばらくして当時の民政府の支給で六坪程度の規格組立住宅(屋根はテント又はわら葺)の簡単な組立小屋が時には集团的に区画整然と時には材料支給として建築され一時的に住の問題を解決して行ったものである。これ等建築に際しては当時程んど無法状態に近く米軍の要請でこれらの建物を並べて周囲に或程度の空地を取って建てられる程度であった様に思う。ここは所謂六坪程度の建物では生活出来るはずもなく建築材料が人手出来る人は増築し改築され或いはもつとまじな住を、自分で建てる様になったものである。建築する時に市町村長の許可をもらう様になったのも丁度その頃で一九四八年であったと記憶する。それでも指導官庁である肝心な那覇市ではそれ相当のセクションがなく土木課で建築事務を行なう状態で規程条例を制定する事もなく又建築関係職員一人ではそれを望むのが無理で市の営繕工事が精一杯であったときき、兎に角すべてが機械のネジがゆるんだ様な混乱した状態であった様だ。しかしやがて当重民氏が市長に選ばれ就任するや市政は急速に活気を帯び人々は整えられ都市造

用途別	鉄筋コンクリート造		木造		合計	
	件数	坪数	件数	坪数	件数	坪数
公衆浴場	0	0	5	195.00	5	195.00
旅館及ホテル	3	180.06	19	319.33	22	499.39
小料理店	0	0	0	0	0	0
自動車庫	3	86.40	5	148.72	8	235.12
倉庫	11	539.00	9	164.69	20	703.69
料亭	2	314.10	29	1,088.89	31	1,402.99
工場	6	345.73	34	488.54	40	834.27
キャバレー及バー	0	0	0	0	0	0
その他	14	379.90	63	1,301.00	50	1,680.90
合計	72	3,649.68	406	20,203.04	478	23,852.72

1953年建築確認一覧表

自 1 月 1 日
至 12 月 31 日

用途別	鉄筋コンクリート造		木造		合計	
	件数	坪数	件数	坪数	件数	坪数
住宅	22	573.54	1,211	15,191.13	1,233	15,764.67
店舗	14	1,217.05	120	2,298.26	134	3,515.31
住宅兼店舗	43	1,594.26	243	5,541.75	286	71,136.01
学校	3	154.25	2	87.00	5	241.25
医院	11	719.58	23	364.85	34	1,084.43
映画館及劇場	16	4,040.52	16	1,264.82	32	5,305.34
公民館	3	114.25	0	0	3	114.25
百貨店	4	1,222.92	0	0	4	1,222.92
公衆浴場	13	550.63	10	330.69	23	881.32
旅館及ホテル	0	0	19	556.20	19	556.20
小料理店	0	0	0	0	0	0
自動車庫	4	141.05	12	208.55	16	349.60
倉庫	20	1,368.85	36	786.79	56	2,155.64
料亭	1	34.90	10	508.80	11	543.70
工場	24	1,676.40	56	1,310.04	80	4,986.44
キャバレー及バー	0	0	0	0	0	0
その他	39	2,602.05	111	4,008.98	150	6,611.03
合計	217	16,010.25	1,869	32,457.86	2,086	48,468.11

1952年建築確認一覧表

自 1 月 1 日
至 12 月 31 日

用途別	鉄筋コンクリート造		木造		合計	
	件数	坪数	件数	坪数	件数	坪数
住宅	12	205.65	150	13,853.61	162	14,059.26
店舗	4	210.58	34	487.86	38	698.44
住宅兼店舗	7	212.83	68	1,208.22	75	1,421.05
学校	0	0	5	112.00	5	112.00
医院	1	46.80	5	204.00	6	250.80
映画館及劇場	7	946.45	7	631.25	14	1,577.68
公民館	0	0	0	0	0	0
百貨店	2	182.18	0	0	2	182.18

りに力を注ぐようになったようである。建築課が創設されたのがその頃で初代課長として官平衆男氏がなつたのである。思うに昭和二十五年（一九五一年）本土では旧建築物法に変わり建築基準法が制定され都市計画と足並そろえ街造りに乗り出す頃であったのである。那覇市でも一はやくそれを考慮課長以下四五人の人妻で那覇市建築基準条例を制定実施したのである。その後群馬政府に変わった琉球政府でも法令制定の必要を感じ一九五二年十二月立法第六十五号として立法院で制定施行をされたのであります。戦時の混乱期にこれら条例並びに立法がなされたことは都市計画がこれから実施されると云う時であり都市計画の効果を充分發揮させる同法の制定は誠に時期を得たものであり、特に立法もなされていらない時に私橋の制限を含む建築法の条例制定に踏切った官平課長や当間市長の英断は賞賛に値すると思ふ。惜しむらくはもっと早く計画し立案されるべき都市計画の方針が相当おくれた事であり当時の建築行政関係者がしれっとくたくた居たであろう事がわかるような気がする勿論この問題はひとり都市計画者や為政者ばかりが責められるべきではないが今日でもいまだ問題となつて居る。ところで建築法の最も重要で都市計画に効果を發揮する第三章から第七章までの規定は都市計画の区域指定がなされないかぎり適用出来ないしこれら集団規定が除外されると建築法の都市造りに果す役割も程んど期待出来ないものである。これはあくまでも触れるが現在の那覇市建築行政の最大ガンになつて居る道路問題にも原因して居る其間も那覇市の人口は日毎に増加し家屋はどんどん建ち一九五四年従前の首里、小緑の二市村が那覇市に併合され真和志市を含めて都市計画区域として指定だけで実質的な路線設定、用途地域、防火地域指定等はなされなかつたのである。

立実ち法律は適用しようにも（建築法三章の規定）現とはあまりにもかけはなれて居たのである。話はずこし前後するが建築法が立法されるまで市条例で課長が建築主事となつて居たが条例が自然消滅してからは特定行政庁として官平建築主事がそのまま當つてみたのである。それと相前後して真和志が市に昇格し特定行政庁として神谷氏が建築主事になつた様である。この様な状態の中でも建築法の施行方に啓蒙し力を注ぎ曲がりなりに運営して来たのである。勿論社会情勢はまさに復興意気盛んな時期であり法の完全実施は法と現実が余りにもかけ離れて住民の建設意欲に水をかける事にもなりかねないし、そうかと云つて市当局の住宅政策といつても財政的には全くナンセンスの状態であれば大過なく法律を施行して来た事に意義があると思ふ。

沖繩建築行政
創刊号 17
18
嘉手納 是敏

用途別	構造		鉄筋コンクリート造		木造		合計	
	件数	坪数	件数	坪数	件数	坪数	件数	坪数
自動車庫	10	471.98	12	141.61	22	613.59		
倉庫	32	2,208.40	65	1,270.74	97	3,479.14		
料亭	0	0	13	605.81	13	605.81		
工場	41	4,464.50	77	2,510.16	118	6,964.66		
キャバレー及バー	0	0	0	0	0	0		
その他	73	3,203.33	611	24,664.19	684	27,867.52		
合計	347	28,760.65	2,790	61,289.75	3,137	90,050.40		

◎道路法

施行 一九五二年九月二九日立法第四〇号
 沿革 一九五八年八月一日立法二九号(第一次改正)

立法院の議決した道路法に署名し、ここにこれを公布する。琉球政府立法院は、ここに次の通り定める。

第一章 総則

第一条 総則(第一条―第一条)

第二章 道路の種類等級及び路線の認定(七条―三条)

第三章 道路の管理(二四条―二八条)

第四章 道路に関する費用及び義務(二九条―四三)

第五章 監督及び罰則(四四条―四八条)

第六章 雑則(四九条―五二条)

附則

第一章 総則

(道路の意義)

第一条 本法で「道路」とは、一般交通の用に供する道路にして、行政庁において第二章により認定したものをいう。

(道路の附属物)

第二条 左に掲げるものは、道路の附属物として本法の規定に従う。但し、規則で特別の定めをなすことができる。

一 道路を接続する橋梁及び渡船場

二 道路に附属する溝、並木、壁、柵、道路元標、里程表及びその他道路に関する諸標識

三 道路に接する道路修理工材の常置場

四 前各号のほか規則をもって道路の附属物と定めたるもの

(橋梁、渡船場)

第三条 本法で橋梁又は渡船場とは、前条第一号の橋梁又は渡船場をいう。

2 本法で渡船場とは、渡船を含むものとする。

(他の工作物)

第四条 本法で「他の工作物」とは、堤防、堰堤、護岸その他規則をもって定める工作物をいう。

(道路に関する工事)

第五条 本法で「道路に関する工事」とは、道路の新設、改築及び修繕に関する工事をいう。

(私権の制限)

第六条 道路を構成する敷地その他の物件については、私権を行使することはできない。但し、所有権の移転又は抵当権の設定若しくは移転をするのはこの限りでない。

第二章 道路の種類等級及び路線の認定

(道路の種類)

第七条 道路を分けて、左の三種とする。

一 政府道

二 市道

三 町村道

(道路の等級)

第八条 道路の等級は、前条記載の順序による。

(政府道の路線の認定)

第九条 政府道の路線は左の路線にして、立法院の承認をへて行政主席がこれを定める。

一 琉球政府の所在地から市町村役所所在地に達する路線

二 琉球政府所在地から枢要の地又は港しんに達する路線

三 琉球列島枢要の地からこれと密接な関係のある枢要の地又は港しんに達する路線

四 数市町村を連結する重要な幹線にしてその沿線

1954年建築確認一覧表

自 1月1日
至 12月31日

用途別	構造		鉄筋コンクリート造		木造		合計	
	件数	坪数	件数	坪数	件数	坪数	件数	坪数
住宅	16	665.45	996	12,829.13	1,012	13,495.58		
店舗	29	2,233.37	112	1,291.60	141	3,524.97		
住宅兼店舗	69	3,141.20	247	4,942.12	316	8,083.32		
学校	12	514.49	0	0	12	514.49		
医院	10	555.77	9	264.09	19	819.86		
映画館及劇場	9	815.50	4	304.47	13	1,119.97		
公民館	6	580.96	2	80.50	8	661.46		
百貨店	13	1,580.09	0	0	13	1,580.09		
公衆浴場	3	240.37	2	42.50	5	282.87		
旅館及ホテル	1	29.50	12	400.00	13	429.50		
小料理店	0	0	0	0	0	0		
自動車庫	4	484.20	7	48.75	11	532.95		
倉庫	11	3,271.30	34	691.10	45	3,962.40		
料亭	0	0	7	266.27	7	266.27		
工場	23	2,518.54	54	1,783.81	77	4,304.35		
キャバレー及バー	0	0	0	0	0	0		
その他	32	2,471.05	97	2,145.73	129	4,616.78		
合計	238	19,102.79	1,583	25,092.07	1,821	44,194.86		

1955年建築確認一覧表

自 1月1日
至 12月31日

用途別	構造		鉄筋コンクリート造		木造		合計	
	件数	坪数	件数	坪数	件数	坪数	件数	坪数
住宅	52	1,584.90	1,422	20,246.16	1,474	21,795.06		
店舗	36	2,815.94	169	2,185.01	205	5,000.95		
住宅兼店舗	37	5,232.14	343	7,077.91	380	12,310.05		
学校	4	213.56	2	96.00	6	309.56		
医院	10	891.80	10	397.78	20	1,280.58		
映画館及劇場	18	5,068.90	1	94.12	19	5,163.02		
公民館	5	201.29	3	90.75	8	292.04		
百貨店	16	2,039.71	2	129.00	18	2,168.71		
公衆浴場	6	212.25	7	156.83	13	369.08		
旅館及ホテル	7	197.95	53	1,623.68	60	1,821.63		
小料理店	0	0	0	0	0	0		

地方と密接な関係のある樞要の地又は港しんに

達する路線

五 地方開発のため必要にして採来前各号の一に該当する路線

(市道の路線の認定)

第十条 市道の路線は市内の路線につき、市議会の承認をへて市長が定める。

(町村道の路線の認定)

第十一条 町村道の路線につき、町村議会の承認をへて町村長が定める。

(市町村外路線の認定)

第十二条 市町村長は市町村のため特に必要がある場合に限り市町村外の路線につき、地元市町村長の意見を聞き路線の認定をなすことができる。

(路線の認定の公示)

第十二条之二 行政主席又は市町村長は、第九条、第十条、第十一条又は前条の規定により路線を認定した場合においては、その路線名、起点、終点、重要な経過地その他必要な事項を、規則で定めるところにより、公示しなければならない。

本条…追加(一九五八年八月立法法二九号)

(路線の廃止又は変更)

第十二条之三 行政主席又は市町村長は、府県道、市道又は町村道については、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 行政主席又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代るべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代え、路線を変更することができる。

3 前二項の規定により路線廃止し、又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手続に準じて行

わなければならない。

本条…追加(一九五八年八月立法法二九号)

(路線の重複)

第十三条 上級の道路と下級の道路が重複する部分は、上級の道路とする。

第三章 道路の管理

(道路管理者)

第十四条 道路は、その路線の認定者をして管理者とする。

(境界道路等の管理者)

第十五条 道路にして市町村の境界に係るものは、規則の定めるところにより前条の規定による管理者たる関係市町村の一をもつて管理者とすることができる。

2 道路と他の工作物と効用を兼ねる場合においては、その道路及び工作物の管理につき前項の規定を準用する。但し、私人を管理者となすことはできない。

(道路の区域)

第十六条 道路の区域は管理者が定める。

(供用の開始の公示)

第十六条之二 管理者は、道路の供用を開始し、又は廃止しようとする場合においては、規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。但し、既存の道路については、その路線と重複して路線が認定され、又は変更された場合においては、その重複する道路の部分については、既に供用の開始があつたものとみなし、供用開始の公示をすることを要しない。

本条…追加(一九五八年八月立法法二九号)

(道路新設等)

第十七条 道路の新設、改築、修繕及び維持は、管理者がしなければならない。

(他の工作物管理者の道路工事)

第十八条 道路と他の工作物と効用を兼ねる場合においては、管理者は、その工作物の管理者をして道路に関する工事を執行させ又は道路の維持をさせることができる。

(他の工事執行者の道路工事)

第十九条 他の工事又は行為のために必要を生じた道路に関する工事は、管理者がその工事の執行者又は行為者をして、これを執行させることができる。

(市町村及び私人の工事)

第二十条 前二条の規定によるほか特別の事由ある場合において行政主席は、市町村又は私人をして道路の修繕に関する工事を執行させ又は道路の維持をなすことができる。

(非管理者の任意的道路工事)

第二十一条 管理者でない者は、管理者の許可又は承認を得て道路に関する工事を執行し又は道路の維持をなすことができる。

(関係工事の執行)

第二十二条 道路に関する工事のため必要を生じた他の工事は、管理者が道路に関する工事と共にこれを執行することができる。

(非管理者の有料橋梁等の設定)

第二十三条 管理者でない者は、管理者の許可又は承認を得て一定の期間橋銭又は渡銭を徴収する橋梁又は渡船場を設けることができる。

2 前項の許可又は承認を得た者は、徴収期間内橋梁又は渡船場の維持及び修繕をしなければならない。

(管理者の有料橋梁等の設定)

第二十四条 管理者は特別の事由ある場合に限り橋銭又は渡銭を徴収する橋梁又は渡船場を設けることができる。

(道路占用の許可又は承認)

第二十五条 管理者は、交通を妨げない限度において道路の占用を許可又は承認することができる。

2 管理者は、道路の占用料を徴収することができる。

(公益事業の道路占用)

第二十六条 前条第一項の規定による占用が法令による土地を収用又は使用することができる公共の利益となる事業に係るものである場合において市町村長が正当の理由なくしてその許可若しくは承認を拒み又は不相当な占用料を定めたときは、行政主席は、事業者の申請により占用を許可若しくは承認し又は占用料を定めることができる。

(道路台帳)

第二十七条 行政主席及び市町村長はその管理に属する道路の台帳を調製しなければならない。

2 台帳に記載する事項は、規則で定める。

(道路構造等の規定の規則委任)

第二十八条 道路の構造、維持、修繕及び工事執行方法については規則で定める。

第四章 道路に関する費用及び義務

(道路費用の負担者)

第二十九条 道路に関する費用は政府又は市町村の負担とする。但し市町村の境界に係る道路に関する費用の負担については関係市町村長の協議による。協議がとれないときは行政主席が決定する。

(政府の費用負担)

第三十条 特別の事由ある場合において市道若しくは町村道の新設又は改築に要する費用については、政府より補助することができる。

本条…一部改正(一九五八年八月立法法二九号)

(任意的工事の費用負担)

第三十一条 第二十一条に規定する道路に関する工事

若しくは道路の維持に要する費用又は第二十三条の規定によつて設ける橋梁若しくは渡船場に関する費用は、許可又は承認を得た者の負担とする。

(原因者の負担)

第三十二条 第十八条の規定による工事の費用は、管理者が他の工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

(市町村及び私人の負担)

第三十三条 特別の事由ある場合において第二十条の規定による道路の修繕に関する費用は、行政主席が市町村又は同条の私人にその全部又は一部を負担させることができる。

(受益者の負担)

第三十四条 道路に関する工事により著しく利益を受ける者あるときは、管理者は、その者に利益を受ける限度において道路に関する工事の費用の一部を負担させることができる。

(損傷者の負担)

第三十五条 特に道路を損傷する原因となる事業をする者に対して管理者はこれがために要する道路の維持又は修繕の費用の一部を負担させることができる。

(関係工事の費用負担)

第三十六条 第二十二條の規定による工事の費用は特別の事由ある場合他の工事につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させる場合はか道路の管理者が負担しなければならない。

(道路収益の収入)

第三十七条 道路の占用料その他道路から生ずる収益は管理者である行政庁の統轄する政府又は市町村の収入とする。但し、第二十三条の規定による収益は許可又は承認を得た者の収入とする。

(沿道地の公用使用)

第三十八条 道路に関する工事のため必要な場合

は、管理者は、沿道の土地に立入り又はその土地を一時材料置場として使用することができる。

2 前項の規定による立入又は使用の際はやむを得ない場合はあらかじめ土地の占有者に通知しなければならない。

(非常災害時の使役使用及び収用)

第三十九条 非常災害のため必要あるときは、管理者は、道路附近に居住するものを使役し道路附近の土地を一時使用し又は土、石、竹、木その他物品を使用若しくは収用することができる。

(損失の補償)

第四十条 前二条の規定による立入、使役、使用又は収用後三カ月以内に管理者が補償しなければならない。

(沿道者の損害予防施設義務)

第四十一条 沿道の土地、竹、木又は工作物の管理者は、その土地、竹、木又は工作物の道路に及ぼす損害を予防するため必要な施設をしなければならない。

(道路の使用制限等に関する規定の規則委任)

第四十二条 道路の使用又は道路若しくはその交通の安全に関する規定は規則をもつてこれを定める。沿道の土地における工作物の建設その他の作為又は不作為の制限にして道路又はその交通の安全の目的をもつてするものについても亦同様とする。

(沿道の区域)

第四十三条 沿道の区域は、管理者がこれを定める。

第五章 監督及び罰則

第四十四条 左に掲げる場合において管理者は本法若しくは本法に基く規則によつて許可又は承認を取消し、効力を停止し、条件を変更し、道路に存する工作物その他を改築、除去させ、これによつて生ずる損害を予防するため必要な施設をなさせ又は現状

回復をさせることができる。

- 一 道路に関する法令の規定に違反したとき。
 - 二 道路に関する法令の規定による許可又は承認の条件に違反したとき。
 - 三 詐欺の手段で道路に関する法令の規定による許可を得たとき。
 - 四 道路に関する工事のため必要なとき。
 - 五 公益上必要であると認められたとき。
- 2 前項第五号の場合において損害を受ける者があるとき、管理者は、その道路に関する工事の費用を負担するものに損害の一部又は全部を負担させることができる。

(行政主席の認可)

- 第四十五条 左に掲げる事項又はその変更、廃止若しくは取消は、第一号に於ては市町村長、その他に於ては市町村長である管理者において、行政主席の認可を受けなければならない。但し、規則で定める軽易なものについては、この限りでない。
- 一 道路の路線の認定をなすこと。
 - 二 道路の新設又は改築をなすこと。
 - 三 第十八条、第十九条又は第二十一条の規定より道路に関する工事を執行させ又は道路の維持をさせること。
 - 四 第二十二條の規定により他の工事を執行すること。
 - 五 第二十三條の規定により許可又は承認をなすこと。
 - 六 第二十四条の規定により橋銭又は渡銭を徴収する橋梁又は渡船場を設けること。
 - 七 第二十五条の規定により道路の占用を許可若しくは承認し又は道路の占用料を徴収すること。
 - 八 第三十二条及び第三十四条から第三十六条まで

の規定により費用を負担させること。

- 九 前条の規定により処分をなすこと。
- 本条…一部改正(一九五八年八月立法第二九号)
- (法令違反等に関する監督)
- 第四十五条の二 左の各号の一に該当する場合においては、行政主席は市道及び町村道に關し、それぞれ当該道路の管理者に対して、その処分の取消、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をすることを命ずることができる。
- 一 管理者のした処分又は工事がこの立法若しくはこの立法に基く規則又はこれらに基いて行政主席がした処分に違反すると認められる場合
 - 二 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認められる場合
 - 三 前項の規定による行政主席の処分により管理者が自己の処分を取り消し、又は変更したことより、損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなればならない。
- 3 第四十条の規定は、前項の場合について準用する。

追加(一九五八年八月立法二九号)

- 第四十六条 本法又は本法に基く規則によつてなす処分による義務に属する負担金、占用料、橋銭、渡銭その他の費用に対しては、管理者は、税滞納処分の例によつて徴収することができる。
- (罰則)
- 第四十七条 左の各号の一に該当する者は四十ドル以下の罰金又は科料に処する。
- 一 許可又は承認を得ないで道路若しくはその附属物に関する工事を執行し又は道路若しくはその附属物を占用したるもの

第二章 琉球列島米国民政府以外のもの

第三章 施行期日

第一章 琉球列島米国民政府埋立にかかると

- 第一条 米国民政府の埋立にかかると土地は、すべて民政副長官が任意に贈与し、販売し、又は公売に付して処分することができる。
- 第二条 米国民政府から不動産の所有権を譲り受けた法人又は行政機関はその公私のいかんを問はず、その受けた価格をもつて売る場合を除きあらかじめ米国民政府の許可を得ることなしにこれを他に譲り渡し又は処分することはできない。
- 第三条 当初の埋立が米国民政府の手になる土地の所有権を、持主が前条に規定する米国民政府の許可を得ずに第三者に譲渡し、又は処分する場合はこれを無効とし、なお米国民政府は、該土地の所有権を取上げる。
- 第二章 琉球列島米国民政府以外のもの
- 第一条 民政政府以外のものによる土地の埋立に関する立法が琉球政府によつて公布されるまでは、首席民政官は、すべての前記埋立工事申請を取扱う臨時機関として、琉球政府に対する当記申請を処理する事務をとる権限を有する。
- 第二条 前条の場合を除き、かつ、琉球政府による立法の公布があるまでは、一九四五年七月一日以前に琉球政府列島内において有効であった土地の埋立に関する法規は、引き続き効力を有するものとする。
- 第三章 施行期日
- この命令は、一九五三年三月三十日から施行する。
- 副長官の命により発布する。
- 民政官 米國陸軍准將
ゼイムス・エム・ルイス

二 許可又は承認を得ないで橋梁又は渡船場の使用に對し橋銭、渡銭その他の財物の交付を請求したもの

- 三 道路の使用に對し路銭その他の財物の交付を請求した者
 - 四 詐欺の手段で許可又は承認を得た者
 - 五 正当の事由なく第三十九条の規定による管理者の命令に従はなないもの
 - 六 第四十一条又は第二条及び第四十一条の規定に違反して道路又はその附属物に及ぼす損害を予防するために必要な施設をしな者
- 本条…一部改正(一九五九年四月立法四一號)
- (不用物件の管理及び処分)
- 第四十八条 道路の路線の認定の変更廃止その他の場合において不用に帰した道路及びその附属物を構成している物件並びに材料、器具、機械類等の管理及び処分については、規則で特別の定めをなすことができる。

第六章 雜 則

改正(一九五八年八月立法二九号)

- 第四十九条 本法又は本法に基く規則に規定された事項について、行政主席又は管理者のなした処分に不服ある者は、訴願することができる。本法によつて裁判所に訴願することができる場合においては、行政主席に訴願することはできない。
- (行政訴訟)
- 第五十条 本法又は本法に基く規則に規定された事項について行政主席又は管理者のなした違法処分に因り権利をき損された者は、裁判所に訴願することができる。
- (補償金請求訴訟)
- 第五十一条 第四十条の規定により補償を受ける者で

◎都市計画を施行する市町村を指定

- (一九五四年八月二日告示第一三八号)
- 都市計画法(一九五三年立法第三十四号)第一条の規定により、都市計画を施行する市町村として、平良市を指定する。
- 一九六〇年五月十三日告示第一二七号
- 都市計画法(一九五三年立法第三十四号)第一条の規定により、都市計画を施行する市町村として、宜野灣村を指定する。
- 琉球現行法規總覽13卷七三頁

◎那覇都市計画区域

- (一九五四年六月四日告示第九四号)
- 都市計画法第二条第一項の規定により、次の区域を那覇都市計画区域とする。
- 那覇都市計画区域
- 那覇市行政区域一、六三三、二四六坪五合の内
那覇灣地帯九六、九二八坪を除く一、五三六、三一八坪五合、
同七三頁

◎都市計画法

- (一九五三年八月一七日立法第三四号)
- 施行 一九五三年八月一七日
- 立法院の議決した都市計画法に署名し、ここにこれを公布する。琉球政府立法院は、ここに次の通り定め
- 都市計画法
- (都市計画の意義)
- 第一条 この立法で都市計画とは、交通、衛生、保安、防空、経済等に関して、永久に公共の安寧を維持し又は福利を増進するための重要施設の計画であつ

◎土地の埋立

- (一九五三年三月三〇日米国民政府布令第一〇六号)
- 施行 一九五三年三月三〇日
- 土地の埋立
- [目次]
- 第一章 琉球列島米国民政府埋立にかかると土地(二条—三条)

て、行政主席の指定するものをいう。

(計画区域の決定)

第二条 都市計画区域は、前条の市町村の区域により、当該市町村及び都市計画審議会の意見を聞いて行政主席が決定する。

2 行政主席は、必要があると認めるときは、関係市町村及び都市計画審議会の意見を聞いて前項の区域にかかわらず、都市計画区域を決定することができる。
3 行政主席は、前二項の決定をしたときは、これを告示しなければならない。

(計画事業の認可)

第三条 都市計画、都市計画事業及び毎年度執行する都市計画事業は、都市計画審議会の意見を聞いて、行政主席が認可する。

(都市計画審議会)

第四条 都市計画審議会の組織、権限及び費用については、規則で定める。

(都市計画事業の執行者)

第五条 都市計画及び都市計画事業は、行政庁が行う。2 行政主席は、特別の必要があると認めるときは、規則の定めるところにより行政庁でないものに、その願い出によつて都市計画事業の一部を行はしめることができる。

(都市計画事業の費用負担者)

第六条 都市計画及び都市計画事業に要する費用は政府が行う場合は、政府の負担とし、市町村が行う場合には、その市町村の負担とし、前条第二項の規定により政府又は市町村でないものが都市計画事業を行う場合には、その事業に要する費用はそのものの負担とする。

2 行政主席は必要があると認めるときは規則の定めるところにより都市計画事業によつて著しく利益を受けるものに、その受ける利益の限度において前項

の費用の全部又は一部を負担させることができる。

(政府の費用負担)

第七条 政府は、前条の規定に拘らず、市町村の行う重要な都市計画及び都市計画事業に要する費用は、予算の範囲内において、規則の定めるところによりその費用の一部を補助する。

(市町村の負担額)

第八条 行政主席は必要があると認めるときは、前条の規定により市町村の負担しなければならない毎年度の金額の最低限度を定めることができる。

(政府管理河岸地の移管)

第九条 都市計画区域内にある政府管理河岸地で公共の用に供さないものは、第六条の費用を負担する市町村に、これを移管することができる。
(建築基準法の地域及び地区の指定等風致及び風紀地区等の指定)

第十条 都市計画区域内において建築基準法(一九五二年立法第六十五号)による地域又は地区の指定、変更又は廃止するときは、都市計画の施設としてこれをしなければならない。

2 都市計画区域内においては、建築基準法による地域及び地区の外、土地の状況により必要があると認めるときは、風致又は風紀の維持等のため特に地区を指定することができる。
3 都市計画区域内においては、前項の場合の外港湾の管理運営のため、臨港地区を指定することができる。

(建築物及び工事等の制限)

第十一条 第十八条第一項の土地の境界内又は前条第二項の規定により指定する地区における建築物、土地に関する工事又は権利に関する制限で、都市計画上必要なものは、規則で定める。
(建築物の制限)

(移管地及び収用地の処分及び管理)

第二十三条 第九条の規定により移管を受けた土地及び第十八条第二項の規定により収用した土地の処分及び管理に関しては、規則で定める。
(営造物の管理者)

第二十四条 都市計画事業により生じた営造物の管理については、行政主席が特に必要があると認めるときは、規則の定めるところにより営造物の管理者を指定することができる。
(負担金の徴収)

第二十五条 この立法若しくはこの立法に基く規則又はこれによつて為す処分により、私人の義務に属する負担金その他の費用は、租税徴収法(一九五二年立法第五十九号)の滞納処分の例によりこれを徴収することができる。
2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位並びにその追徴還付及び時効については、市町村税に関する立法の規定する例による。

(訴願)

第二十六条 この立法に基く規則に規定した事項について行政庁のなした処分に不服あるものは、訴願することができる。
2 この立法により裁判所に訴願することができる場合においては、行政主席に訴願することができる。

(裁判所への出訴)

第二十七条 この立法又はこの立法に基く規則に規定した事項について、行政庁のなした違法処分により権利を毀損せられたとするものは、裁判所に訴願することができる。
(委任規定)

第二十八条 この立法の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

第十二条 都市計画として行政主席の認可を受けた公園、緑地若しくは広場の境界内、又は都市計画上必要なもの、規則で定める。
(土地区画整理)

第十三条 都市計画区域内における土地については、その宅地として利用を増進するため土地区画整理を施行することができる。
2 前項の土地区画整理に關しては、この立法に別段の定がある場合を除く外、耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)を準用する。

(市町村による土地区画整理の施行)
第十四条 都市計画として行政主席の認可を受けた土地区画整理は、認可後一年以内にその施行に着手する者がない場合には、市町村に都市計画事業としてこれを施行させる。但し災害その他特別の事情により、特に急を必要とする場合には、認可後一年内であってもこれを市町村に施行させることができる。

2 前項の規定により、市町村の施行する土地区画整理については、耕地整理法を準用し難い事項に關しては、規則で必要な規定を設けることができる。
(土地区画整理設計の認可)
第十五条 土地区画整理の設計に關する認可は、行政主席が行う。

(宅地等の整理施行地への編入)
第十六条 土地区画整理については、耕地整理法第四十三条の規定にかかわらず、建物のある宅地又は墳墓地を土地区画整理施行地区に編入することができる。

(公共用地等の政府又は市町村所有地への編入)
第十七条 土地区画整理の施行により道路、広場、公園その他の公共の用に供すべきものとなつた土地は、規則の定めるところにより、政府又は市町村の所有地へ編入する。

附 則

- 1 この立法は、公布の日から施行する。
- 2 この立法施行の際、現に那覇市が執行した都市計画事業は、この立法の規定によりなしたものとみなす。但し、那覇市は左に掲げる事項については、この立法施行の日から五十日以内に、この立法の定めるところに従つて手続をしなければならない。
 - 一 牧志街道改築工事(那覇事務所から祭温橋間)
 - 二 東町、辻町及び美栄橋町土地区画整理事業
 - 三 辻町及び若狭町墓地整理事業

電 力

◎再点燈方申請理由書

- 1 点燈石油なら一日消費一五ガロン(二石三斗)節約なること。
 - 2 火事、防犯の防止及治安秩序の維持の効果。
 - 3 家庭婦女子の内職及残業等復興の一助である。
 - 4 学生の日其の日の勉強を明るい電燈の下においてなし成人に備ふ。
 - 5 病人や御産等に欠く可からざる点燈装置である。
 - 6 衛生上万点である。
 - 7 一日の勞を明るい家庭に読書慰安に依り之を癒し明日の体力を養ふ、浪費の節約となる。
 - 8 明るい家庭は幸福であり円満である。
- 燃料(燈油)の手入難に鑑み、生産工場之余剰電力を以つてすれば即ち燃料の節約にもなるものと思惟せらるゝのであります。故に之等各種面を総合しても社会に益するところ最も大きく住民の福利幸福を増進し樂しき良き郷土再建の一因をなすべしとあつたのであります。今般、命に依り消燈をなしたる為め、住民の不便不安は一方ならず、全住民の総意を以つて此の際、

現在七工場に設備された工業生産用、大型発電機を利
用させていたと共補給庁よりの一般民へ配給の
燈油の内七七%を余剰電力組合へ配合の上至急再点燈
方を特別の御厚遇を以て御許可可致、全住民の意志を
以て茲に申請致します。

一九四九年 月 日

糸 満 町 長 上原 秀雄
糸 満 町 議会議長 赤嶺 恒春
区 長 代 表 村山 盛重
糸 満 町 農業組合長 上原 龜繁
糸 満 町 水産組合長 大城 龜太郎

◎平良市用発電所について

宮古軍政官府 一九五〇年十月三十一日

宮古民政府知事殿

一、軍政長官からの書翰を送附し、貴下の参考にと供
す。本書翰は公務部代表者ガイバート氏が第四項に
述べてある様に平良市並石垣市の発電所視察の結果
並その意見書は当本部は未だ受けていないがその発
電機の大体的価格を知る事で充分である。
二、ハート氏から良い報告がもたらせるものと予想し
て購入申請書を作成する時日本製発電機で何処(會
社)製のものがほしいかを早急に決定し、その購買
に対する金銭の準備をしなければならぬ。一次
線、二次線、変圧器十個其他部分品の代価を貴下の
予算に計上するも又必要でしよう。当本部は是当品
目の価格は知らないが併し貴下の電業部が消費者に
配電するに充分な完備した発電所を建てるに必要な
品物に対する見積書を作成し又資材明細書及び計画
書を作る事は出来るものと信じる。

宮古軍政官府司令官

歩兵大佐

ウィルソン・ポーター・J.R
(一九五〇年經濟部書類 文書課)

◎平良市用発電所について

琉球軍政府本部 一九五〇年十月十二日

宮古軍政官府司令官殿

一、最近の調査に依ると宮古群島平良市が要求した様
に現在はディーゼル動力の一〇〇KW発電機はない事
が分つた。
二、ディーゼル発電機を日本から購入する事は必要だと
思料されるのであるから日本の新機材を購入する必
要性に基いて平良市の電気資材購入申請に關し周
列なる再調査をなさなければならぬ。
三、日本製の一〇〇KWの発電所を建てるには二、
〇〇〇以上を要すると見積られる。平良市の官吏
又は個人企業家は、かかる施設に対し代金を支払は
ねばならぬし、又は将来の運営並維持に対
しても責任を負わなければならないから機材の選定
は考慮されねばならぬ。
四、当本部公益部代表は、後日宮古に出張するものと
思われる。その時上記に關する参考資材全部を再檢
討するでしよう。
軍政長官の指示に依り
副軍務局長代理
歩兵中尉
ウイリヤム・H・ノルフ

◎電気事業法

(一九五二年九月二十九日立法第三九号)

第一章 総 則

第一条 この立法は、電気料金を適正にし、その供

給を豊富且つ円滑にし並びに、電気事業の運営を調
整することによって、電気の利用者の利益を確保す
るとともに、電気事業の健全な発達を図り、もつて
公共の福祉を増進することを目的とする。

第二条 この立法の規定の解釈に關しては左の定義に
従うものとする。

一 「電気事業」とは、一般の需要に応じ電気を供
給する事業で又はこれに電気を供給することを
主たる目的とする事業をいう。

二 「電気事業者」とは、行政主席の許可を受けて
電気事業を営むものをいう。
三 「電気工作物」とは、電気の供給のために施設
するダム、水路、貯水池、器具、機械、電線
路、その他の工作物であつて電気事業の用に供
するものをいう。電線路とは、電気の伝送に用
いる気導体及びこれを支持し又は保護する工
作物をいう。

第二章 電気事業

(事業の許可)
第三条 電気事業を営もうとするものは、行政主席の
許可を受けなければならない。

(許可の申請)
第四条 電気事業の許可を受けようとする者は、申請
書に左に掲げる事項を記載した書類を添えて、行政
主席に提出しなければならない。

一 目的
二 供給区域又は供給関係
三 供給施設の概要
四 事業収支の見積

行政主席は、電気事業の許可を申請した者に對
し、前項に定めるものの外必要な書類の提出を求め
ることができる。
(許可の基準)

第五条 行政主席は、前条第一項の受理申請を受理し
たときは、その申請が左の各号に適合しているかど
うかを審査しなければならない。

- 一 その電気事業の開始が一般の需要に適合するも
のであること。
- 二 その電気事業の開始が公共の利益を増進するも
のであること。
- 三 その電気事業を適格に遂行するに足る財産的基
礎があること。

行政主席は前項の規定により審査した結果、その
申請が同項各号の基準に適合していると認めるとき
は、電気事業の許可をしなければならない。

行政主席は、一般の需要に応じ電気を供給する電
気事業については、前項の規定にかかわらず、同一
の地域を供給区域とする二以上の電気事業の許可を
してはならない。

(許可証)

第六条 行政主席は、電気事業の許可をしたときは、
許可証を交付する。

- 一 許可年月日及び許可の番号
- 二 電気事業者の氏名又は名称及び住所
- 三 目的
- 四 供給区域又は供給関係
- 五 供給施設の概要

(変更の許可及び届出)

第七条 電気事業者は、前条第二項第三号から第五号
までに掲げる事項を変更しようとするときは、あら
かじめ、行政主席の許可を受けなければならない。
第八条 電気事業者は、前条第二項第二号に掲げる事項を
変更したときは遅滞なく、その旨を行政主席に届け
出なければならない。

(事業開始の義務)

第八条 電気事業者は、六箇月以上二年以下の期間に
おいて行政主席が指定する期間内に、その事業を開
始しなければならない。

行政主席は、電気事業の許可を受けた者から申請
があつた場合において、正当な事由があると認め
るときは、前項の期間を延長することができる。

電気事業者は、その事業を開始したときは、遅滞
なく、その旨を行政主席に届け出なければならない。

(事業の譲渡)

第九条 電気事業の全部又は一部の譲渡及び譲受は、
行政主席の許可を受けなければ、その効力を生じな
い。

第五条一項及び第二項の規定は前項許可に準用
する。

(法人の合併)

第十条 電気事業者たる法人の合併は、行政主席の認
可を受けなければ、その効力を生じない。

用する。

(兼業)

第十一条 電気事業者は、行政主席の許可を受けなけ
れば、電気事業以外の事業を営んではならない。
但し、規則で定める場合は、此の限りでない。

行政主席は、前項の許可があつたときは、
電気事業者が電気事業以外の事業を営むことにより
電気事業の遂行に支障を生ずる場合でないことを認める
場合でなければ、同項の許可をしてはならない。

電気事業以外の事業を廃止したときは、遅滞な
く、その旨を行政主席に届け出なければならない。
(事業設備の譲渡等)

第十二条 電気事業者は、行政主席の認可を受けなけ

給を豊富且つ円滑にし並びに、電気事業の運営を調
整することによって、電気の利用者の利益を確保す
るとともに、電気事業の健全な発達を図り、もつて
公共の福祉を増進することを目的とする。

第二条 この立法の規定の解釈に關しては左の定義に
従うものとする。

一 「電気事業」とは、一般の需要に応じ電気を供
給する事業で又はこれに電気を供給することを
主たる目的とする事業をいう。
二 「電気事業者」とは、行政主席の許可を受けて
電気事業を営むものをいう。
三 「電気工作物」とは、電気の供給のために施設
するダム、水路、貯水池、器具、機械、電線
路、その他の工作物であつて電気事業の用に供
するものをいう。電線路とは、電気の伝送に用
いる気導体及びこれを支持し又は保護する工
作物をいう。

第二章 電気事業

(事業の許可)
第三条 電気事業を営もうとするものは、行政主席の
許可を受けなければならない。

(許可の申請)
第四条 電気事業の許可を受けようとする者は、申請
書に左に掲げる事項を記載した書類を添えて、行政
主席に提出しなければならない。

一 目的
二 供給区域又は供給関係
三 供給施設の概要
四 事業収支の見積

行政主席は、電気事業の許可を申請した者に對
し、前項に定めるものの外必要な書類の提出を求め
ることができる。
(許可の基準)

第五条 行政主席は、前条第一項の受理申請を受理し
たときは、その申請が左の各号に適合しているかど
うかを審査しなければならない。

- 一 その電気事業の開始が一般の需要に適合するも
のであること。
- 二 その電気事業の開始が公共の利益を増進するも
のであること。
- 三 その電気事業を適格に遂行するに足る財産的基
礎があること。

行政主席は前項の規定により審査した結果、その
申請が同項各号の基準に適合していると認めるとき
は、電気事業の許可をしなければならない。

行政主席は、一般の需要に応じ電気を供給する電
気事業については、前項の規定にかかわらず、同一
の地域を供給区域とする二以上の電気事業の許可を
してはならない。

(許可証)

第六条 行政主席は、電気事業の許可をしたときは、
許可証を交付する。

- 一 許可年月日及び許可の番号
- 二 電気事業者の氏名又は名称及び住所
- 三 目的
- 四 供給区域又は供給関係
- 五 供給施設の概要

(変更の許可及び届出)

第七条 電気事業者は、前条第二項第三号から第五号
までに掲げる事項を変更しようとするときは、あら
かじめ、行政主席の許可を受けなければならない。
第八条 電気事業者は、前条第二項第二号に掲げる事項を
変更したときは遅滞なく、その旨を行政主席に届け
出なければならない。

期間(同条第二項の規定による延長があつたときは、延長後の期間)内に事業を開始しないとき。

第三章 電気工作物及び電気用品(省略)

第四章 料金その他の供給条件

(供給規定の認可)

第十九条 電気事業者は、一般の需要に応じ電気を供給しようとするときは、電気の料金その他の供給条件について供給規定を定め、行政主席の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 行政主席は、前項の認可の申請があつたときは、その申請が左の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 料金が規則で定める基準に従い算定されていること。

二 料金が供給の種類、方法及び時間により定率又は定額をもって明確に定められていること。

三 器具、機械その他の用品の工事費の負担の方法並びに電気事業者及び使用者の責任に関する事項が明確に定められていること。

四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いはするものではないこと。

3 行政主席は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号の基準に適合していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

(料金の認可)

第二十条 電気事業者は、前条第一項に規定する場合を除く外、電気の供給について料金を定めようとするときは、行政主席の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 行政主席は、前項の認可の申請があつたときは、その申請が左の各号に適合しているかどうかを審査

しなければならない。

一 料金が規則で定める基準に従い算定されていること。

二 特定の使用者に対し不当な差別取扱いはするものではないこと。

3 前条第三項の規定は前項の場合に準用する。

(供給規定又は料金の変更に関する命令及び処分)

第二十一条 行政主席は、電気の料金その他の供給条件が、社会的、経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、電気事業者に対し、相等の期限を定め、電気の供給規定又は料金の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 行政主席は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、電気の供給規定又は料金を変更することができる。

(料金その他の供給条件についての事業者の義務)

第二十二条 電気事業者は、第十九条第一項の認可を受けた供給規定(前条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の供給規定)以外の供給条件により、一般の需要に応じ電気の供給をしてはならない。但し特別の事情のある場合において、行政主席の認可を受けたときは、この限りでない。

2 電気事業者は、一般の需要に応じ電気を供給する場合を除き、第二十条第一項の認可を受けた料金(前条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の料金)以外の料金により電気を供給してはならない。

(供給規定の公表義務)

第二十三条 電気事業者は、第十九条第一項の規定により供給規定の認可を受け、又は、第二十一条第二項の規定により供給規定の変更があつたときは、こ

れを十日の間事務所その他の事務場において、公衆の見易い個所に掲示しなければならない。この掲示には供給規程又はその変更の発効期日を明記しなければならない。その発効期日は、行政主席の認可又は命令で定めるところにより将来にし、又は過去に遡らせることができる。

(供給業務)

第二十四条 電燈の光度、供給点において、保持すべき電圧、周波数、電気工作物その他供給業務に関する事項は、規則で定める。

(地域差の調整)

第二十五条 一般の需要に応じ電気を供給する電気事業者(以下「一般電気事業者」という)は、行政主席の認可を受けて、相互に、水力発電設備の出力(一般電気事業者以外の者から水力発電設備により発生した電気の供給を受ける場合における受電地点の出力を含む。以下同じ)に応じ一定の金額を支払うとともに、火力発電設備により発生した電気の量(一般電気事業者以外の者から火力発電設備により発生した電気の供給を受けた量を含む。)に応じて一定の金額を受け取る旨を定める協定を締結することができる。

2 行政主席は、前項の認可の申請があつたときは、その申請にかかる協定が電気の料金の著しい地域的な差等除去することにより、産業の復興及び民生の安定に寄与するものと認められる場合でなければ、第一項の認可をしてはならない。

第二十六条 行政主席は、産業の復興及び民生の安定を確保するため特に必要があると認めるときは、一般電気事業者に対し、期限を指定して、前条第一項の協定を締結し、又はこれを変更すべきことを命ずることができる。

2 行政主席は、一般電気事業者が前項の規定による

命令に従わなるときは、協定を作成することができ

る。

3 行政主席が前項の規定により作成する協定においては、一般電気事業者が水力発電設備により発生した電力の量に応じ支払うべき一定金額が第十九条第一項の認可又は第二十一条第二項の規定による変更の際に当該料金の算定の基礎となつた原価に算入された限度をこえることを定めてはならない。

4 第二項の規定により協定が作成されたときは、一般電気事業者は、その協定を締結したものとみなす。

第二十七条 前二条の規定により締結した協定に基づいて一般電気事業者が支払い、又は受け取つた金額は、法人税法の規定による各事業年度の所得の計算上、それぞれ損金又は益金に算入する。

第五章 会 計(省略)

第六章 需 要(省略)

第七章 異議申立、聴聞及び訴訟(省略)

第八章 雑 則(省略)

第九章 電 気 委 員 会

第六十七条 行政主席の諮問に応じ、又は、その諮問を俟たないで電氣事業に関する重要事項を調査審議するため電氣委員会を置く。

2 電氣委員会は、電氣事業に関する事項につき、行政主席に建議することができる。

3 行政主席は、左に掲げる事項の決定、又は、命令若しくは処分の中、重要なものについては、電氣委員会の審議を得なければならない。

一 発電及び送電配電の予定計画

二 第三十八条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

三 前二号の外必要な事項

(任命及び組織)

第六十八条 電氣委員は、電氣事業者、電氣従業者、

電氣使用者、学識経験者又は政府職員の中より行政主席が任命する。

2 電氣委員会は、前項の規定により任命された委員並びに委員の互選による委員会をもって組織する。(賞料の提供又は閲覧)

第六十九条 電氣委員会は、電氣事業者に対し、必要な資料の提供又は閲覧を要求することができる。

(関係規則)

第七十条 前三条に定めるものの外、電氣委員会に関する事項は、規則で定める。

第十章 準電氣事業(省略)

第十一章 罰 則

第七十四条 電氣工作物を損壊し、これに物品を接触し、その他電氣工作物の機能に障害を与えて電気の供給又は使用を妨害した者は、五年以下の懲役又は千二百五十ドル以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第七十五条 第三条の規定による許可を受けないうで電氣事業を営んだ者は、三年以下の懲役若しくは八百三十ドル以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十六条 電氣事業に従事する者が電気の供給を、正当の事由がないのに取扱わず、又は不当な取扱をしたときは、三年以下の懲役又は百七十ドル以下の罰金に処する。

第七十七条 左の各号の一に該当するものは、二年以下の懲役若しくは五百ドル以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七条第一項の規定による許可を受けないうで第六十二条第三号又は第四号に掲げる事項を変更したもの。

二 第十三条第一項、第二十二條第一項若しくは第二項又は第三十四條第一項の規定に違反したも

の。

三 第三十六号の規定による命令に違反した者。

第七十八条 左の各号の一に該当するものは、二百五十ドル以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一条第一項、第十二条第一項の規定に違反した者。

二 第二十五条第一項の規定による認可を受けないうで同項の協定を締結した者。

三 第三十五条の規定による認可を受けないうで電氣の供給に関する契約をした者。

四 第三十七条又は第六十五条の規定により定められた規則の規定に違反した者。

第七十九条 左の各号の一に該当する者は、六ヶ月以下の懲役又は百七十ドル以下の罰金に処する。

一 第六十二条又は第六十三条の規定による報告をせず、若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の事項を記載した報告書を提出した者。

二 第六十四条第一項の規定による質問に対し、虚偽の連求をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者。

三 第六十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは、虚偽の報告をした者。

第八十条 左の各号の一に該当するものは百七十ドル以下の罰金に処する。

一 第十六条の規定による認可を受けないうで工事を施行し、又は電氣工作物を使用した物。

二 第十七条第二項若しくは第三十四條第二項の規定又は第十七条第一項、第十八條、第二十四條第五十二條の三第四項若しくは第六十六條第一項の規定に基いて定める規則に違反した者。

第八十一条 第二十九條第一項の規定に違反があつた場合においては、その行為をした電氣事業者の代